

◎議 事 日 程（第 3 号）

令和 6 年12月 6 日（金曜日）午前 9 時30分 開議

日程第 1 一般質問（続）

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（17名）

1 番	馬 渕 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門左エ門 君
7 番	吉 川 三津子 君	9 番	鬼 頭 勝 治 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	角 田 龍 仁 君
12番	近 藤 武 君	13番	原 裕 司 君
14番	佐 藤 信 男 君	15番	杉 村 義 仁 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

◎欠 席 議 員（なし）

◎欠 席（1名）

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄利子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長谷川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

午前 9 時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第 1 ・一般質問

○議長（近藤 武君）

日程第 1 ・一般質問を続行いたします。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位 8 番の11番・角田龍仁議員の質問を許します。

角田龍仁議員。

○ 1 1 番（角田龍仁君）

皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の質問は、大きく 3 項目について質問させていただきます。

大項目 1 つ目は建設的投資について、2 つ目は蛍光灯の2027年問題について、3 つ目は投票所の拡充について質問させていただきます。

それでは、大項目 1 つ目の建設的投資について質問に入りたいと思います。

昨年12月の一般質問で、私が建設的投資である道路について質問させていただきましたが、今回は駅前整備についてと市街地整備について質問しようと思います。

以前、私が、道路は人の体で例えるなら血管のようなものであるとお話ししましたが、今年の10月に行われた第86回全国都市問題会議に私出席してきました。その中で、筑波大学システム情報系教授・谷口守さんの講義「生き物から学ぶ健康なまちづくり」の中で、都市を生命体に例えるなら、道路や鉄道などの交通ネットワークは血管などの循環器官と言え、また一つの建物は細胞に相当すると言われておりました。今回質問する駅前整備は、いわゆる循環機能の一つで、生命、人に例えるならば臓器の役目のようなものであると考えられます。また、市街地整備は新しい細胞を作るようなものであり、まちを元気に、また健康なまちにするには極めて重要な役割を占めていると思います。

そこで、まず 1 つ目の質問といたしまして、駅前整備の質問です。

今現在進められている佐屋駅周辺整備の進捗状況をお伺いいたします。愛西市には、北から名鉄渚高駅、名鉄勝幡駅、名鉄藤浪駅、町方駅、日比野駅、佐屋駅、あと南には J R 永和駅、近鉄富吉駅と 8 つの駅があります。これは、お隣の津島市や弥富市に比べましても多く、まちづくりには欠かせない財産であります。これを生かさない方法はないと考えます。

そこで、2つ目の質問といたしまして、今現在、1日どれぐらいの方が駅を利用されているのか、愛西市の鉄道駅のおおのの直近の乗降客数をお伺いいたします。

愛西市は、合併前に名鉄藤浪駅、合併後に名鉄勝幡駅の駅前整備を行ってまいりました。そこで3つ目の質問といたしまして、駅前整備を行うにはこういった手法、方法があるのかお伺いいたします。

次に、市街地整備についてですが、こちらを御覧ください。

こちらは、今年6月に提出されたまちづくりの支援業務の分析結果でございます。ここにあるように、8の駅ですね、先ほど言った8の駅を分析した結果ですね。6つの評価項目で分析した結果、藤浪駅、勝幡駅、佐屋駅、富吉駅周辺がこれから市街地整備を行っていくと、主に、そういった形で選定されました。優先的に市街地整備を行う拠点として確定されましたが、そこで4つ目の質問といたしまして、市街地を整備するに当たってどのような方法があるのかお伺いしたいと思います。

次に、大項目2点目の蛍光灯の2027年問題について質問させていただきます。

皆様も小学校で習われたと思いますが、日本三大公害病の一つ、水俣病の原因である水銀、これは身近にある蛍光灯の中にも含まれております。そこで、2023年にスイスのジュネーブで開催されました水銀に関する水俣条約第5回締約国会議C O P 5によって、水銀添加物製品である一般照明用の蛍光ランプの製造及び輸出入を禁止することが決定されました。

愛西市でも、道路照明や防犯灯なんかは平成29年にL E D化が完了されていると思いますが、ただまだ多く、施設の中にはこういった蛍光ランプが存在していると思います。

そこで質問させていただきます。愛西市が現在管理している蛍光ランプをL E D化にする対策などは進んでいるのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

次に、大項目3点目の投票所の拡充についてです。

今年10月27日に衆議院総選挙が行われました。愛西市の投票率は、今回は54.7%になっております。前回、令和3年に行われた衆議院総選挙の投票率は55.97%になっておりますので、若干下がっております、どこも落ちている形なんです、ちょっと落ちているなということで。

それで、市民の声をちょっとお聞きしたところ、ふだん買物に行くような商業施設や、あと駅なんかですね、そういったところに投票所があればいいのという声が結構聞かれました。

以前、ほかの議員の方も質問があったと思いますが、市民が利用しやすい場所、商業施設だとか、あと駅なんか、そういったところに投票所なんかの設置はできないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

以上、総括質問です。順次回答のほうよろしくお願いいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目1点目の建設的投資について、順次御答弁のほうをいたしたいと思います。

初めに、佐屋駅周辺整備の進捗状況でございますが、令和元年度に地域関係者と意見交換の場として勉強会を設置し、令和2年度、令和3年度には事業化調査を進めるとともに、土地所有者を対象に意向調査も実施をいたしました。こうした地域関係者との勉強会での意見や土地

所有者への意向調査の結果を反映し、令和４年度には誰もが安全・安心に利用できる駅周辺整備を目指し、基本構想を策定いたしました。令和５年度からは、令和７年３月の基本計画の策定に向け、愛知県、名古屋鉄道、警察など関係機関との協議を進めており、今年度は駅前広場や周辺道路の概略設計に着手をしている状況でございます。

続きまして、愛西市内の鉄道駅の乗降客数でございます。

愛西市の統計における令和４年度の１日平均駅別乗降客数は、湊高駅１,３１９人、町方駅１,００６人、藤浪駅４,６５９人、勝幡駅３,９９１人、日比野駅３,４８６人、佐屋駅３,６２０人、永和駅２,３１４人、富吉駅４,９０８人でございます。

次に、駅前整備を行う手法、方法ということでございますが、主な駅前整備の手法といたしまして、都市計画決定の上整備する都市計画事業、市道の拡幅に伴う道路事業などがございます。

次に、市街地を整備するに当たっての方法でございます。

市街化区域への編入を目的とした主な市街地整備手法といたしまして、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業、都市計画法に基づく開発許可制度である市街化調整区域内地区計画や条例で指定をした土地の区域内で行う開発行為などがございます。

私からは以上です。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

次に、私からまず大項目２点目の蛍光灯の２０２７年問題についての、市の施設などにおけるＬＥＤ化の状況と考え方について御答弁をさせていただきます。

市の施設などのＬＥＤ化の現状につきましては、本庁舎建設工事や佐織支所、立田支所、消防庁舎などの改修工事などにおいて計画的に対応している施設もございますが、現在、全庁的な調査を進めている状況でございます。順次ＬＥＤ化を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大項目３点目の投票所の拡充についての、投票所を商業施設等への設置はについてでございます。

本市では、市役所南館及び佐織支所の２か所で期日前投票所、また市内１７か所に当日の投票所を設置し、選挙執行を行っております。県内市町村における商業施設での期日前投票所の設置状況は、９市で設置された状況でありました。商業施設等への期日前投票所の設置につきましては、投票管理者や立会人などとなっていただく方の確保、職員の体制、管理執行上の問題点等から、現時点において設置する考えはございません。以上でございます。

#### ○１１番（角田龍仁君）

それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは、大項目１点目の建設的投資についての再質問に入りたいと思います。

佐屋駅周辺整備の進捗状況、先ほども答弁にありましたように、令和元年度に地域関係者との意見交換の場として勉強会を設置し、令和４年度に基本的構想を策定し、令和５年度から令和７年３月に基本計画の策定に向けて進めているとのことでした。こちらも今回皆様のお手元

にも届いていると思うんですが、12月の広報になります。こちらのお知らせのページのところに、佐屋駅の周辺整備基本計画案について、皆様の御意見をいただくようなパブリックコメントの案内が載っておりました。これを見ると、やはり着々と基本計画の策定に向けて進んでいるんだなということが分かります。

先ほど、鉄道駅のおおのの乗降客数をお聞きしましたが、こちらをちょっと見ていただきますと、これが1日の乗降客数をちょっと表にまとめさせていただきまして、先ほど今直近のということで2022年の乗降客数と、あと私が調べた2018年から分かりましたもので、ちょっと一応調べさせていただきました。上段に駅舎の名前、下段に乗降客数ですね。これを見ていただくと分かりますように、順位ですね、8駅の乗降客数の順位は正直言って変わっていないです。一番多いのは富吉駅ですね。それで、次に多いのが藤浪駅、清林館が利用される藤浪駅になっておりますね。3番目に多いのが勝幡駅。それから、4番目に多いのが、今基本計画を作成中の佐屋駅になります。その次に多いのが、5番目の日比野駅ですね。こういった乗降客数の状態ですね。それからJRの永和駅、あと名鉄渕高駅、あと町方駅と続いています。

一番多い富吉駅も、こちら駅前の広場、これはほとんど蟹江町ということで、愛西市の土地でないところになりますね。そして、次に多い藤浪駅は、もう駅前整備は広場、ロータリーもしっかり完了されて終わっております。そして、次に多い勝幡駅、こちらロータリーも完成して駅前広場整備は終わっております。次に多い佐屋駅は、今ちょうどですね、先ほどありましたね、基本計画の作成をしている段階であります。

そして、次の日比野駅ですね、こちらなんですが、まだ何も手つかずの状態なんですが、こちらを御覧いただくと、こちら令和元年に地元の、これを見ていただきますと内佐屋から日置、稲葉、甘村井、金棒、落合、柚木の総代さんのほうから連盟に要望書が出されております。どんな内容かと申しますと、こちらを見ていただきますと、日比野駅のホームの改善ですね。あとはこちら2番目に、送迎用の待機場所を何とかならないかというような要望書、そして3番目に、踏切が狭いものですから、こちらの拡幅なんかも要望が出されております。こちらの要望書に対してどのように進んでいるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

令和元年度の要望内容につきましては、同年度に名古屋鉄道株式会社へ伝えさせていただき、日比野駅における現状、あと課題について把握をしていただきました。議員からも紹介がありました要望内容につきましては、ホームの拡幅、あと上下線のホームの分離、待機場所の確保、あと踏切の拡幅などがあり、要望内容を伝えた際には、鉄道事業者及び市が具体的な整備計画を持ち、協力して進めるべき事業であると鉄道事業者から意見がありました。以上でございます。

#### ○11番（角田龍仁君）

こちらをちょっと御覧ください。こちら日比野駅の通勤時、通学時の写真なんですが、結構こういったホームでですね、今見ていただいても分かるように、津島高校生が結構、こちら違う角度から撮らせていただいたんですが、本当に名古屋方面へ行かれる方と逆にこちら、津島、

日比野駅、要は津島高校の方が降りられるのと重なって、結構このように混雑、ホームも狭いですし結構危険な状態で、こんな状態です、毎回。そしてこちらが今上がっていくところのスロープなのですが、結構見ていただくと分かると思うんですけど、結構な勾配が急で、これだと基本的に車椅子なんかはちょっと厳しいんじゃないのかなという形になっていますね。

それで、バリアフリー法というのがありまして、1日平均乗降客数が3,000人以上の駅はバリアフリーの整備が義務づけられていますね。通常のスロープの勾配が8.3%以下というのが理想的であるということで、これですとちょっと勾配的に難しいんじゃないかなというような感じを見受けられます。これが通学の踏切が狭いということですね。歩道部分の踏切がないものですから、こういう形でちょっと動いています。確かに、踏切も狭いというのはこういう形で分かると思うんですけど、こんな感じでかなりですね、ちょっと危険じゃないのかなというのが思い浮かべるんですけど。

そして、こちらをちょっと見てください。ちょっと戻りますが、先ほどの乗降客数のところですね、日比野駅と佐屋駅にちょっと注目していただくといいんですけど、こちらを見ていただくと分かるんですが、五、六年前のときには、佐屋駅と日比野駅の乗降客数の差が531、555、500人以上、1日平均、差があったわけなんです。しかし、2年前の調査でいきますと、130人余りとかなり乗降客数の人数が縮まってきております。それだけ日比野駅というのは年々増えているというのがこれで分かると思うんですけど、また令和7年の4月から津島高校の中学部が創設されて、また増えることは想定されております。今後、日比野駅の安全対策に向けての検討はしないのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

今年度、日比野駅を利用する地域の方々から、ホームの安全対策の強化について再度要望がございました。内容につきましては、ホームの拡幅、上下線のホームの分離、非常停止ボタンの設置を要望するものでございました。市といたしましては、令和元年度にも同様の要望があり、また令和7年4月からは津島高等学校中等部の生徒の利用が見込まれることから、要望を伝えるだけでなく、具体的にどのような駅の安全対策が実施できるか、名古屋鉄道株式会社と協議のほうを開始しております。以上です。

#### ○11番（角田龍仁君）

今、名鉄と協議を開始したということですが、その協議の進捗状況はどうなっているのか、安全対策強化の実施の見込みはどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

今年度につきましては、これまで3回協議を行いました。ホームの拡幅、上下線のホームの分離、待機場所の確保、あと踏切の拡幅などにつきましては、膨大な事業費、時間を要することが見込まれ、鉄道事業者及び市に具体的な整備計画がない中で進めることは困難であるとの見解のほうを受けております。

駅、ホームの安全対策強化として非常停止ボタンを設置することにつきましては、前向きに検討するとの意向を確認しております。以上でございます。

### ○ 1 1 番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

駅、ホームへの非常ボタンの設置を検討していただけるということは、少し前へ進んで感謝したいと思います。本当に危ないもんですから、その辺だけでも本当に応急的なものでもやっていただけると少しは安心。何かあった場合に本当に必要だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど、駅前広場の整備をする手法としては、都市計画決定上の整備をする都市計画事業、そして市道の拡幅を行う道路事業があるとの回答でした。こちらですが、ちょっとずっと先ほども申しますが、こちら見ていただきますと藤浪駅ですね、これは都市計画図なんですけど、四角を赤で囲ってあります。これが都市計画決定したよという、駅前広場という形で都市計画決定がして、これを基に整備を進められました。こちらが勝幡になりますね。こちらも北と南にしっかり赤で囲ってある、これが駅前広場の都市計画決定でしっかりと計画を決定されています。今行おうとしている佐屋駅ですね、こちら都市計画決定された区域で、赤で囲んであります。

次に見せていく、今度、今私が話しかけている日比野駅ですね。こちらは何も、今真っ白、これ都市計画図なんですけど、何も決定されていないです、駅の周辺。次に、こちらが永和駅ですね、こちら全く何も。ほかの県道は都市計画決定で計画がなっているんですが、駅の周辺は駅前広場の都市計画決定はされていません。こんな現状であります。

それで、ちょっとお伺いいたします。これから日比野駅や永和駅の駅前広場として計画決定をしていく方向性はあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

### ○産業建設部長（宮川昌和君）

現在、日比野駅に駅前広場を都市計画決定し、都市計画事業として整備していく計画はございません。以上です。

### ○ 1 1 番（角田龍仁君）

都市計画決定をして、都市計画事業としては整備をしていく計画はないとのことでした。

こちらをちょっと見ていただくと分かると思います。こちら今、先ほど写真も何度も見せていますが、日比野駅のこちら、本当に日比野駅自体も古くて、またこれ見ていただけますかね。これ一応ロータリーらしいロータリーなんですけど、軽の自動車がこう中に入っていって、軽自動車がたまにこうやって、こんな狭いロータリーでも入って、人を降ろしてやる形ですね。正直言ってロータリーがないもんですから。

次にこちらですね、こちらが今、現時点 J A さんですね。正直言って、ほとんどの方が、軽以外の車ですね、軽の方もほとんど使われるんですけど、J A さんの駐車場とかこういったものをちょっとお借りして、ここで乗り降りしてやってる状態なんですね、これ正直言って。本当にこの日比野駅は、本当に車を止めて待機する場所がないというのが現状でございます。

次にこちら、基本的に私、何とかならないかなと思ひまして、先ほどもう一つの手法として、

道路の拡幅を伴う道路事業として整備する方法はあるということで、参考にちょっと見てきたんですけど、津島駅の東側になりますね。こちら津島駅の東側、これ本当に小さなロータリーなんですけど、こういった形で待機所を設けて、ぐるっと一方通行でロータリーができるような形でね、整備されています。

こういったもんでもちょっと日比野駅でどこかできないかなと、私ちょっと自分なりに考えて、作図をしてみました。こういったロータリーができないかなと思ひまして。先ほどの都市計画図の、ちょっと赤で私囲わせてもらいましたが、この部分のところの用地の協力があれば何とか小さな簡易的なロータリーできないかなと。東側と西側と両方でできれば欲しいんですけど、東側はごめんなさい、今の既設のロータリーともう一軒ほとんど住んでいない、1人住まわっていますかね、の方の協力が必要になってくると思います。

あと西側になります。こちら今駐輪場と、あと誰も使っていない倉庫みたいな建物が一部建っております。ここの用地協力があれば何とか簡易的なと言ったら失礼ですが、少しでも車を止めて乗り降りできる場所でもできないかなと私思ひまして、ちょっとこちら、2,500分の1で私ちょっと作図をしてみました。

この緑色のところが歩道です。人が歩ける歩道になります。そして、ピンク色のところが車の待機所です。そして、丸く青く塗ってあるところは、これがロータリーですね。大体ロータリーの道路幅が3メートルで、一応何とかなります。待機所もしっかり3メートルぐらいの幅がありまして止められる。これぐらいの台数は止められるなという形です。歩道は一応2.5メートル、ちょっと津島よりは若干狭い形なんですけど、こういった形で本当に地元の地主さんの協力がしていただければ、ロータリーも不可能じゃないのかなと思います。

本当に、これから津島高校生が、中学生の方が見えると人も増えます。また帰りなんか送り迎えも出てくると思いますし、もう一つは、今現時点、津島高校はこういった努力をされているわけです。名古屋方面から来る生徒の男性は、津島駅で降りて、そこから津島高校まで通っています。基本的に弥富から来る方は日比野で降りるんですが、そういった、要するに全員が日比野駅で降りられて、ここから津島高校まで行くと混雑がすごいもんですから、そういった努力をされているとお聞きします。これで中学校はさすがに津島駅からちょっとやるのは難しいと思います。やはり日比野駅を利用される形になると思います。ですから、この辺やはりちょっとしっかりと考えていただいて、やっていただきたいなと思います。

本当に駅前整備というのは時間がかかります。私がまだ市役所の職員時代、平成26年3月に佐屋駅周辺整備の予備調査を行いました。来年の令和7年3月によりやく佐屋駅の基本計画が策定されます。予備調査から11年の歳月がたって、結構本当にかかっています。できるだけ早く、道の駅のようにスピードを持って進めてほしいものです。

それでは、次の市街地整備の再質問に入りたいと思います。

先ほどの答弁で、市街地整備手法として土地区画整理事業、市街化調整区域内地区計画、いわゆる増築、条例で指定した土地に区域を行う開発行為、いわゆる条例指定の3手法があるのですが、おのおののメリット・デメリットをお伺いしたいと思います。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

それでは、メリット・デメリットでございますが、土地区画整理事業は、新たな市街地の面的な住環境と都市基盤の整備により土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る事業となりますが、土地所有者等の利害関係人が多く、意見集約に時間を要するため、事業期間は長期化の傾向が見られます。

市街化調整区域内地区計画は、対象地区の住民が主体となり、地区の特性にふさわしい良好な住環境の維持、形成を図るために、道路、公園などの配置や建築物の用途、形態等を定め、開発行為、建築行為を適切に規制、指導する制度となりますが、対象地区内の土地所有者等の利害関係人全ての同意が必要となり、地域住民が地域の課題や将来像について十分に議論した上で合意形成を図る必要がございます。

条例で指定した土地の区域内で行う開発行為は、市街化区域に隣接または近接した既存集落において、地域コミュニティの維持を図るために県条例で指定した区域に限定し、戸建て住宅の建設を容認する制度となりますが、指定区域は新たな公共施設の整備を必要としない区域に限定され、また計画的な市街地整備方針に影響が出ないよう、市全体のまちづくりの観点に立ち指定を行う必要がございます。以上でございます。

## ○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

こちらが近隣市町村の市街化率を表した表になります。これをちょっと見ていただくと分かるんですけど、あま市や蟹江町は大体市街化率が40%近くありますね。これを見ていただきますと愛西市5%、本当に周りの市町村に比べても市街化率が少ないのが一目瞭然で分かると思いますが、先ほどの答弁でもありましたけど、市街地整備の王道である土地区画整理事業がやはり一番理想的な区画整理ができて、住みやすいまちづくりができますが、期間もかかるとの考慮点がありました。

そして、私、今年の7月ですね。うちの会派、拓く愛西の未来で、長年区画整理事業を行っている蟹江町へちょっと勉強をしに行ってきました。これがそのときの資料なんですけれども、これを見ていただきますと区画整理事業をやった位置図ですね。本当にすごい、周りぐると蟹江町さんやられています。そしてこちらが見ていただきますと、蟹江町は今までに、昭和48年から全部で今6個も完成してやっております。かかった年数というのは私ちょっとピックアップして書いたんですが、短いもの2年というのがありますね。これ本当に面積的には小さい規模になります。事業費も1億2,000万なものですから、そんなにもかかっていないかなと思います。こちらは本当に見ていただくと分かるように、区画整理事業というのは本当に時間と案外動力も必要になってきています。

もう一つですね、手法としましては、区画整理事業の中でもちょっとメリット・デメリットをお聞きしてきましたもので、先ほど見ていただいたように、公共事業主体でやる場合と組合主体でやる場合と2種類ありますね。これによっても年数がかかってきます、基本的には。組合ですと約15年ほど、公共事業、市主体でやると25年ほどかかってきます。ただメリット・デ

メリットありまして、地権者の同意が組合ですと3分の2以上必要なんですけど、市でしたら同意は必要なくやれるんですが、同意がないとなかなか進んでいかないのは現状じゃないのかなとは思いますが。この辺もちょっと参考にしていただいて、検討していただきたいなと思います。

先ほどから、こういったように結構本当にかかりますんで、面積が大きければ大きいほどやっぱりかかると思いますが、正直言って区画整理事業は、できることからやはり市街地をつくっておかないと、基本日本人もう減っていつていますので、市街地を用意したはいいけれど誰も来てもらえないということも考えられます。

そして、今言われた区画整理事業じゃなくて、あと34の10の調地区ですね、34の11の条例指定か、こちらのほうも基本的に検討していただきたいなと思います。先ほどの34の10の調地区のほうは、結構いろんな市町がやっております。この辺ですと津島市さんとか、つい最近飛島さんもやられて、住宅の地区計画をやられています。愛西市は工業地帯の地区計画をやっておると思うんですが。

あと条例指定ですね、こちらのほうはちょっと少ないんですけど、愛知県で言いますと新城市や岩倉市もやっております。この辺を参考にしていただいて、先ほど4地区、まず優先的は もちろんそうだと思うんですが、やれるところから。やはり地元の地主さんの同意が一番必要ですので、そういったものがしっかりまとまったところから、順序、どんな形でもいいものですからやっていただけるといいのかなと。何しろ5%から少しでも増やすのがやはり賢明じゃないかなと考えます。

それでは、蛍光灯の2027年問題の再質問に入りたいと思います。

市のほうは、2027年に蛍光灯の生産、輸出入の禁止になることを踏まえて、現在全庁的な調査を進めているとのことで、LED化を進めているとのことですが、現在使用している蛍光灯とかは2027年には一切使用できなくなるかということをちょっとお伺いしたいと思います。お願いいたします。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

現在使用している蛍光灯を継続して使用していただくことはできます。製造、輸出入が禁止になるまでに作られた蛍光灯の売買やその使用が禁止されるわけではありません。経済産業省や環境省のホームページで確認できます。以上です。

#### ○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

先ほどの答弁をいただきました。こちらが環境庁のホームページに載っていますが、私もちょっとしっかり見せていただいたら、廃止までに製造された製品とかは、在庫なんかは売り買いができるということで、実際に使えなくなるとかそういったものではないよということで、ちょっと安心はしました。なかなか皆さんの古い家なんかはまだ蛍光灯なんか使われているところが多いと思いますので。ただ、いずれ在庫がなくなったら使えなくなりますんで、今の段階から進めていくのが確かにいいなと思います。市のほうも今進めているということですので、今の段階からしっかり進めていただいて、やっていただきたい。LED化するとやはり電気代

もう少し安くなるということを聞きます。その辺も考えながら進めていただけるとありがたいかなと思います。

それでは次に、投票所の拡充について、再質問に入りたいと思います。

先ほどの回答で、現時点では設置する考えはないということなんですけど、こちらをちょっと御覧ください。こちらは津島市のホームページですね。せんだって衆議院選のときに、津島市さんは期日前の投票で2日間ヨシヅヤの津島本店で行いました。本当に買物ついでにやれるということではないかなと思います。

こちらは次、稲沢市になるんですけど、こちらも日前なんですけど、これは衆院選のときの期日前の投票所ですね。これはリーフウォーク稲沢で、こちらも期日前で2日間行いました。そしてこちらがアピタ稲沢ですね。こちらも2日間行っております。本当に便利かなあと思うんですけど、私もちょっと偶然見ていて、そういった期日前投票所をやりますよということを見たもんですから、ここはもう進んでいるなというのはちょっと思いました。

それで、愛西市でもし仮に期日前投票を商業施設で2日間、2会場、愛西市の場合は北と南と分かれておりますので、2日間設置した場合にどれぐらいの経費がかかるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

仮に商業施設において2日間期日前投票所を開設した場合、概算で人件費及びシステム環境構築費を合わせますと、約280万円程度の費用試算となります。これを2会場で設置となりますと、約560万円程度の費用が想定されます。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

2日間を2会場設置で行うと560万円程度かかるとのことで、かなり経費かかるなということが思いました。こちらはこういった形で560万円に積まれたかをお伺いしたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

他市の状況により本市で必要とされるものと見込まれる経費は、まず人件費として2日間で約22万円、これは投票管理者1名、投票立会人2名、会計年度職員4名分で概算の積算をしております。なお、これに正規職員の給与は含んでおりません。

また、システム環境構築費につきましては約258万円で、投票所の設営、撤去、運搬委託、システムの追加導入、設定委託、システム用のPC等の借上料、ネットワーク構築及び使用料などを積算しております。なお、自動交付機等は市で保有の機器を利用するため含んでおりません。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

かなり経費がかかるんだなと本当に思いました。ただ、高齢者の方が本当に出歩くのがなかなかしんどくて、やはり生活に必要な、例えば買いに行くとかそういったものには行かれますので、そういった住民のサービスのサービスも考えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

11番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は10時25分といたします。

午前10時15分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位 9 番の 4 番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

○4 番（河合克平君）

では、市民の声を市政にという立場で一般質問を始めます。

今日は3点質問をいたします。

まず第1点が、マイナ保険証でなくても変わらぬ医療を受けられる、そういう体制が必要であるということであります。

これは、政府が10月下旬に新聞広報をした内容であります。まだマイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療をあなたにという題字で行われておりますが、この内容について12月2日以降マイナ保険証体制が整えられるわけですが、愛西市ではどのような状況になっているのか、特に確認をさせていただきます。今所持している保険証について、また紙の保険証は再発行ができるのか、またマイナンバーカードを持っている持っていないに関わってどうなのか、またマイナ保険証を登録しているかしていないかについてどうなのか、また出生時の乳児について、児童についてはどうなのかについて確認をいたします。

2点目に、国民健康保険税の負担軽減についてであります。

令和5年から令和6年に値上げがされ、今年値上げがされ、また令和7年と値上げがされる。予定を聞いていると、毎年毎年値上げがされるという条例の提案がされるのではないかと思います。負担軽減の考えがないのか、市に問合せを聞きたいと思います。負担軽減がされる方法として、国民健康保険税の会計に一般会計から繰り入れるという方法がありますが、繰り入れる内容について確認をさせていただきます。

第3に、文化祭の現状と今後であります。

今年の文化祭については、文化会館だけで芸能発表会が行われました。残念だという声が非常に届く。このままいくと文化会館だけでやるのではないかという不安な市民の声も届くところであります。今の文化祭の現状、また今後について確認をいたします。

以上、総括質問ですので、3点お答えください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私から大項目の1点目、マイナ保険証がなくても変わらぬ医療をについて御答弁

させていただきます。

国の制度改正により、令和6年12月2日以降、保険証は新たに発行されず、マイナ保険証の利用を基本とする仕組みに移行しました。ただし、12月2日時点で既に発行されている保険証については、保険証に記載されている有効期限まで使用できます。

愛西市国民健康保険加入者で、マイナ保険証の利用登録をしていない方には、現在交付されている保険証の有効期限である令和7年7月31日まで現在の保険証に代わるものとして資格確認証を郵送で交付します。資格確認証は、マイナ保険証の利用登録をしていない方に対し、現在の保険証に代わるものとして交付するものです。

また、マイナ保険証の利用登録をしている方には、資格情報のお知らせを郵送で交付します。資格情報のお知らせは、加入している健康保険の資格情報のお知らせするもので、医療機関でマイナ保険証の読み取りができない場合、マイナ保険証に併せて資格情報のお知らせを提示することで受診することができます。

令和6年12月2日以降発行されている保険証を紛失等した場合、再発行はできません。市役所または支所の窓口で紛失等の届出をしていただくことにより、マイナ保険証の利用登録をしている方につきましては資格情報のお知らせを、マイナ保険証の利用登録をしていない方につきましては資格確認証を即時交付します。

出生した子供につきましては、国民健康保険の世帯の場合、出生の届出時に国民健康保険加入の手続きをしていただければ、資格確認証を即時交付します。また、マイナ保険証を希望される場合、出生の届出と同時にマイナンバーカードの申請をしていただいてもマイナ保険証として利用できるまでに最短で1週間程度かかりますので、一時的に資格確認証を即時交付します。マイナンバーカードを持っていない、新規申請中、障害がある、施設に入所しているなど、申請ができない、マイナ保険証の登録ができない場合、もしくはマイナンバーカードを持っているがマイナ保険証の登録をしていない場合は、現在お持ちの被保険者証の有効期限が切れる令和7年7月31日までに資格確認書を送付いたします。

続いて、大項目2点目、国民健康保険税の負担軽減について御答弁させていただきます。

まず1点目、令和7年度の国民健康保険の負担軽減をにつきまして、本市では国民健康保険制度の運営が大変厳しい状況の中、税率を引き上げる改正は平成23年以降行っておりませんでした。その後、医療費の増大、加入者の減少等、社会情勢の変化などにより国民健康保険支払準備基金が枯渇し、令和5年度以降、歳入不足が生じている状況です。そのような中、今年度から県が示す標準保険料率に併せるように改正していく中で、一般会計から一時的な繰入れによる激変緩和措置を講じており、現在は近隣市と比較しても低い税率となっております。

ただし、一般会計からの繰入れを行うことは、国保加入者以外の市民の方にも負担を強いることになります。国保特別会計は独立採算制のため、原則、被保険者の負担により運営していくことを踏まえ、税率改正について検討していきます。

なお、市の令和6年度10月末現在の国民健康保険加入者は1万1,012人、市全体の18.2%となっております。以上です。

引き続き、国保税、国保会計へ、その他繰入金の基準でございます。

その他一般会計繰入金には、決算補填等目的のものと決算補填等以外の目的のものとがあり、その中で決算補填目的でないものとして愛知県国民健康保険運営方針で認められている繰入れ理由は、保険税の減免額に充てるため、地方単独事業の医療給付費波及増、保健事業費に充てるため、基金積立てなどがあります。本市では、地方単独事業の医療費・医療給付費波及増保険事業費に充てるためを目的とした繰入れを行っています。また、決算補填目的のものは、保険料の収入不足のため、保険料の負担緩和を図るため、地方単独の保険料の軽減のためなどがあります。以上となります。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目3点目、文化祭の現状と今後には係る文化祭の現況と今後の方向性について御答弁させていただきます。

文化祭は、文化祭実行委員会の主催の下、従来は佐屋会場と佐織会場の2会場で芸能発表会や作品展などを行っていました。令和5年度は文化祭、芸能発表会及び作品展に1,321人の方に参加、出品していただきました。令和6年度の文化祭については、令和6年1月に文化協会の全加盟団体69団体を対象に実施した文化祭の開催方法に係るアンケートの結果などを踏まえて、芸能発表会については佐屋会場のみで開催されました。令和6年度は、文化祭、芸能発表会及び作品展に1,103人の方に参加、出品していただきました。

文化祭実行委員会が開催した文化祭佐屋会場・佐織会場反省会では、今年度新たに佐織会場で開催したワークショップがよかったや、芸能発表会を佐織会場と佐屋会場で交互に開催してはどうか、佐織会場の来場者減少に関する意見などがありました。来年度の開催につきましては、文化祭実行委員会から文化祭反省会における意見等を踏まえて開催していきたいと伺っております。

教育委員会といたしましては、芸能発表会並びに作品展示数、来場者数の増加を図るため、芸能発表並びに作品展示の募集など、広報「あいさい」や市ホームページ、SNSを活用して周知してまいります。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問していきます。

今答えてあったのが、まず健康保険証は捨てないということが大切であるなということが1点です。期限についてはそれまであります。今からは、再発行されるのは資格確認書などを再発行されるということが分かりました。

では、盗難や紛失、詐欺などでマイナンバーカードを停止しているときや、マイナ保険証に登録しているけれども、マイナンバーカードを更新していない人についてはどうなりますか。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

対象者の方には資格確認書を郵送しますが、申請により発行することも可能です。現在お持ちの健康保険証が有効であれば、それを提示して受診することもできます。

#### ○4番（河合克平君）

では、続いてマイナ保険証の登録の解除の方法、また時期などについて教えてください。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

マイナ保険証の登録解除を希望する場合は、加入する医療保険の保険者に登録解除の申請をします。保険者は、申請者が有効な健康保険証を有しない場合には資格確認証を交付します。解除時期は申請後およそ一、二か月です。

**○４番（河合克平君）**

では、それはいつから解除の申込みができるのか教えてください。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

令和６年10月28日から既に受付を行っております。

**○４番（河合克平君）**

では、その解除について、また資格確認書の申請等をできるということもありましたが、これについてはその方法と、また郵送の申請ができるのか、そして申請のときに即時に発行されるというお話もありましたけれども、それについてはどのような申請をしても即時に発行されるという理解でいいのか教えてください。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

解除の申請をされた際に、資格確認証の申請によらず即時発行します。解除の申請を郵送でされた際も、同様に申請書受付時に即時発行し、郵送をいたします。

**○４番（河合克平君）**

分かりました。１か月か２か月かかるからその後というふうに思ったんですが、そうではないということが分かりました。では、これは資格確認証が発行があらゆる方法でされるんだなということを確認したところであります。

では、まず医療機関でどうなのかということについて、次に質問します。

子ども医療費などの福祉医療の証明書、保険証についてはどうなるのか。また、オンラインの異常時やカードリーダーのトラブルというときがあったときに、また顔認証や暗証番号が分からないなど資格確認が取れなかった場合については、マイナ保険証を登録している人が施設に入ってマイナ保険証を利用できないというときなど、マイナ保険証によって保険資格を確認することができなかった場合についてはどのようなになるのか。また、マイナ保険証を使って資格確認が取れなかった場合については、10割の負担をその場で払わなければならないのか、そのことについて答えをお願いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

それでは、順次その想定で答えさせていただきます。

まず、子ども医療などの福祉医療については、受給者証が今までと同様に発行され、従来どおりに使用できます。

オンライン異常のとき、カードリーダーのトラブルのとき、顔認証できないとき、暗証番号が分からないときなど、医療機関の窓口でマイナ保険証の情報が確認できない場合の対応ですが、マイナンバーカード及び資格情報のお知らせ、またはスマートフォンの画面でマイナポー

タルの自身の保険情報を提示することで確認できます。さらに、資格情報のお知らせもスマートフォンの画面の提示もできない場合については、マイナンバーカードを提示し、再診の場合は過去の受診時の資格情報を確認する、初診の場合は被保険者資格申立書に記載することで、自己負担割合分で受診が可能です。

また、施設に入所していてマイナ保険証を利用できない場合ですが、マイナ保険証と資格情報のお知らせにより受診していただくことができますが、申請により資格確認書を発行することも可能です。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

資格情報のお知らせと資格確認書が届くと、7月31日までに届くよということは、先ほどのお話にもありましたが、資格確認書と資格情報のお知らせというのは具体的にどう違うのか教えてください。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

資格確認書は、マイナ保険証の登録をしていない方に対し、現在の保険証に代わるものとして交付するものです。資格情報のお知らせは、マイナ保険証の登録をしている方に対し、加入している健康保険の資格情報をお知らせするもので、医療機関でマイナ保険証の読み取りができないときでも、マイナ保険証に併せて資格情報のお知らせを提示することで受診することができます。

#### ○4番（河合克平君）

マイナ保険証の登録があるとき、資格確認書の請求はできるのか教えてください。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

マイナ保険証の利用登録をしている方は、原則資格確認書を交付することができず、資格情報のお知らせを交付することになります。ただし、1. マイナンバーカードを紛失した、または更新中で有効なマイナンバーカードがない場合、2. マイナンバーカードを返納する予定がある場合、3. 介助者等第三者が高齢者または障害者である被保険者本人に同行して、本人の資格確認を補助する必要がある、マイナンバーカードでの受診が困難である場合など特別な事情がある場合は、申請により交付することが可能です。

#### ○4番（河合克平君）

では、資格確認書の有効期限についてお伺いします。

国は5年と言っておりましたが、愛西市はどうですか。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

本市では、愛西市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の方につきましては、毎年7月31日までの1年間です。

#### ○4番（河合克平君）

保険税や保険料の滞納のときの資格確認書の取扱いについてはどうなりますか。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

やむを得ない事由なく、折衝を重ねても滞納が長期にわたる場合は、従前の資格証明書に代

わる特別療養費の支給により取り扱うことになります。

○4番（河合克平君）

では、その特別療養費の支給というのはどういうものですか。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

特別療養費とは、納付期限から1年間を経過しても保険料を納めない場合、一旦医療費の全額を病院等の窓口で支払い、後日申請により保険給付相当額を払い戻す制度です。

○4番（河合克平君）

それは資格確認書でもマイナ保険証でも同じという理解でいいですか。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

いずれも同じ対応を取ります。以上です。

○4番（河合克平君）

最後ですが、保険証が身分証明でつくっていましたが、資格確認書については身分証明書になるのか教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

本人確認書類を求める手続の定めによりますが、国からは被保険者証を本人確認書類として規定していた手続については、資格確認書を引き続き本人確認書類とするよう働きかけられています。

○4番（河合克平君）

今お話がありましたが、窓口でも3つの方法、マイナ保険証がある場合、資格情報のお知らせや携帯電話のマイナポータルの保険情報の画面とか、被保険者資格申立書で確認をするということで、3つの確認があります。また、マイナンバー電子証明書といいまして、マイナンバーカードに載っているんですが、この有効期限切れ3か月を超えるとどうなるのかということもありますし、即時に資格証明書を発行されるということにはなりますが、このことについていっぱいやるべきこと、また高齢者の方で分からないこと、たくさんあるというふうに思いますし、病院のほうでも資格確認の方法については幾つかあって大変だということもあります。そういった点では、今までの保険証を送るのが一番いいとは思いますが、資格確認書というのを全世帯に、全被保険者に送るべきではないかというふうに考えますが、そのことについて伺います。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

国民健康保険法において資格確認書の提供を求めることができる条件として、電子資格確認を受けることができない状況にあるときとの規定があることから、職権で全ての被保険者へ送付することはできません。以上です。

○4番（河合克平君）

電子資格確認を受けることができない状況にあるときにはどのくらいの割合なのかということがありますので、最新のマイナンバーカードの所有者数と、マイナ保険証の登録者数、利用率について教えてください。市全体では18.2%被保険者がいるということはありませんが、そ

のことについて教えてください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

まずマイナンバーカードの所有者数ですが、令和6年10月現在、6万552人中4万6,716人です。割合にして77.15%。マイナ保険証登録者数は、令和6年10月現在、国保加入者1万1,121人中7,330人で65.9%です。利用率は、令和6年9月の実績で15.2%です。以上となります。

○4番（河合克平君）

利用率が15.2%ということになります。本当に国保と高齢者の中でも数的には15%ですから800人ぐらいですかね、800人、900人ぐらいしか利用されていないということがありますので、今こそ全部の人にまずは送るべきではないかと。世田谷区や新宿区では、資格確認書を全ての被保険者に送るという予定もあるようですので、この愛西市においてもまずは送って、皆さんに安心をしていただくということを求めますが、いかがですか。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

本市では、近隣市同様、マイナ保険証を有していない方には有効期限が切れる令和7年7月31日までに資格確認書を送付する予定です。先ほども申しましたように、電子資格確認を受けることができない状況にある場合は送付をいたしますが、職権で全ての被保険者へ送付することは考えておりません。

○4番（河合克平君）

即時窓口で資格確認書が交付されたり、それから問合せがあったことについて対応されているということでは、時間のなかで非常に頑張っているというふうには思いますけれども、市民の不安を解消するために再度紙の保険証を残すということを国に求めると同時に、資格確認書を全ての世帯に、まだ7月まで半年ありますから、もう一度再度確認を、再考していただきたいというふうに求めます。

次に、国民健康保険税についてですが、子育ての世帯や多子世帯の保険料について、稲沢市を参考にして減免の財源を確保しながら負担軽減をしていくという点で、国民健康保険税の負担軽減を求めるという内容について質問をさせていただきます。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

稲沢市さんに確認をいたしましたところ、18歳までの国民健康保険税の均等割額について、繰入れを財源として、未就学児と同様に2分の1軽減を行っていると同っております。

なお、令和5年度の1人当たり調定額を比較しますと、稲沢市をはじめ近隣市の中でも本市が一番低い調定額となっております。それぞれ市の方針として行っていると認識しており、本市で独自で減免を行う予定はございません。

○4番（河合克平君）

多い少ないということが1人当たりでありますけれども、多子世帯や、それから子育て世帯についての負担の軽減をまずはしているという点では稲沢は非常に評価できることだというふうに思いますが、それについて一つ考えていく方法として、独自減免を行う予定はないということですが、今回、5年から6年、7年、6年度は値上げがありました、1割ぐらい。

7年度も今回条例提案されておりますが、1割ぐらい上がる。そうすると、この10年、これから5年後、6年、7年、10年について1人当たりの調定額を教えてくださいませんか。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

令和6年度の本算定時では10万9,378円、令和7年度は11万9,878円、令和10年度は15万7,824円の見込みとなっております。この金額は現時点での金額となりますので、毎年状況を確認していきながら調整していきたいと思います。以上です。

○4番（河合克平君）

稲沢市さんは値上げされていけませんので、6年度は10万3,000円です。愛西市は10万9,378円、7年度は11万9,878円、10年度は15万7,812円と5割増しになるんですね。5割増しですよ。40万の人は60万払わないかんという、そういう本当に負担ができない保険料になる可能性が見えてきます。特に子育て世帯、多子世帯については、愛知県が認めている繰入れの仕方を活用して稲沢さんはそれを行っているということがありますので、愛西市もそのようにしていくべきだと思います。

また、先ほどお話があった一般会計から繰入れを行うことは、国保加入者以外の市民の方にも負担を強いることになる。国保特別会計は独立採算制というお話がありましたが、そのような形で機械的に値上げをしていくということは、国民健康保険法はそれを求めているのではないかというふうに考えます。法律で定められる目的というのがありまして、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするということが国民健康保険には書かれています。社会保障と国民保険の向上、保険者の独立採算ということだけでは、これは向上させることができない。市全体として社会保障と、また国民ですよ、市民ではなくて、保険者ではなくて国民の保険の向上ということをやるのであれば、市として責任を持って負担軽減を行いながら、市民の方が安心して、また退職した後入る人たちが安心して国民健康保険が受けられる、そういう体制をつくるべきかというふうに思いますが、県が禁じていない繰入れを行って負担軽減をするということについて、再度お伺いいたします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

本年より一般会計からの一時的な繰入れを行っており、負担軽減をしながら税率改正をしているところがございますので、これ以上の一時的な繰入れ、負担軽減というものは考えておりません。

○4番（河合克平君）

負担軽減をしなければ当然徴収率も下がっていくわけで、そういったことで払えない人が増えるということになると、先ほども話がありましたが、1年間払えなかったら10割負担になるんですね。そういう体制だということであれば、本当に保険があっても保険をかかれない、そういう市民が増えていく状況が見えてきているというふうに考えます。稲沢市さんについては、それが先が見えてくるから、子育て世帯や、また多子世帯については軽減をしていくということを考えているんだと思います。

今回、議会で執行部と議員の報酬が値上げされるという議案が出ておりますが、それを計算すると480万円です、年間。国民健康保険の部分について、今、未就学児については半額の均等割になっているんですが、その市の負担は280万円でした。18歳まで広げる状況の中で、私たちの値上げがされる条例と併せて市民の負担が出る、大きくなるという条例が出ているということに全く違和感を持ちますし、こういう状況があってはならないのではないかとというふうに思うところでありますが、再度伺いたいと思いますが、そういった市の執行部の、また議員の報酬をとどめる状況をつくりながらも国保の負担軽減を行っていくべきかというふうに考えますが、その見解についてお答えいただけますでしょうか。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

私のほうから報酬云々に関しましての答弁は差し控えさせていただきますが、対象外の方への公平性の観点からも伺いまして、現状、状況を見ながら進めていきたいと考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

対象外と言いながら、社会保障または国民保険の向上という全体のことを考えるのが国保の状況だという目的になっているわけで、そういった立場に立って国保事業を考えていただきたいということです。これは国保事業だけで独立採算だから保険者の負担してもらうのは当然という形で値上げをするのではなくて、社会保障の充実と、それと国民保険の向上という、そういう視点に立った国保運営をしていただきたいということで質問させていただきましたが、このことについてはあくまでも値上げをするということでもいいですか、検討し直すというような検討をしていくというようなことはありませんか。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

現時点でこれ以上の市独自の政策での軽減を行うということとはございませんが、劇的な税率の緩和を行いながら、皆さんに御協力をお願いしたいと考えております。以上です。

○4番（河合克平君）

ここに載せておきましたけれども、社会保障とは、社会保障制度は国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットだと、これを向上するというのが国民健康保険事業の目的にあるということをしつかりと胸に刻んでいただいて、どう行っていくのか、負担を軽減しながらね、保険にかかれないようなことのない。日本は世界に類を見ない国民皆保険制度とあって、全ての国民が保険に入っているという制度は、世界に類を見ない日本の独自の制度ですから、それについてしっかりと維持していくためにも負担軽減をしていくということを求めたいと思います。

最後に、文化祭について確認をしますが、御覧いただくと、佐屋町の町では文化祭というものを行っています。こういった各地域でも行っているということも見ながら、今、市民憲章では文化の薫り高いまちをつくるんだという市の市民憲章があるわけですが、それについては市はどのようにしていくのか、その考えを教えてください。

○教育部長（佐藤博之君）

令和5年3月に策定した第3次愛西市教育大綱において、大きな柱の一つとして規定する文化に触れる場、成果発表の場を提供するとともに、様々な文化・芸術活動を行う団体を支援する文化・芸術活動の推進などを進めることにより、文化の薫り高いまち実現を図っていきたいと考えます。

文化・芸術活動を行う団体への支援として、文化会館や佐織公民館、中央図書館において文化協会など活動団体の作品を展示し、発表の場を設けるとともに、来館者の方へは活動内容を知っていただく機会としております。

また、文化協会事業の計画などに関する相談支援や文化協会加入促進に向けた支援を行っております。文化協会加入団体の増加等を図るため、生涯学習講座を通じた活動団体の育成などの取組を進めていきたいと考えます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

佐屋町ではこういった取組をしておりますけれども、文化祭に対して独自に行っているところに対する支援にする考えはありますか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

各地区のコミュニティ推進協議会では、地域のコミュニティ活動の推進及び活性化を図るため、様々な事業が実施されています。本市においては、地域連帯感の醸成、自治意識の高揚を図るために、コミュニティ活動費補助金が交付されるとともに、協働のまちづくりに係るアドバイザー派遣事業等が実施されているところです。

佐屋地域では、市江小学校区並びに永和小学校区において、コミュニティ推進協議会の事業として文化祭が開催されております。文化祭を含むコミュニティ推進協議会の事業につきましては、従前から施設使用料を3割減額しております。文化祭実行委員会が主催する文化祭会場においても、各地区のコミュニティ推進協議会員による展示並びに発表をしていただくことができますことを周知いたします。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

文化協会の加入の促進ということを考えても、文化会館や佐織公民館で従前の文化祭を行うようになるように助言する、そういう考えはありませんか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

文化協会の運営や事業内容等に対して教育委員会に直接寄せられる市民からの御意見等は、従前から文化協会に伝えさせていただいております。令和5年度に開催された文化祭後に、文化祭実行委員会から今後の文化祭の開催方法等について相談を受け、来場者や参加者の視点に立った運営を行っていただきたい旨を伝えさせていただきました。

令和6年度の文化祭会場は、文化祭の開催方法に係るアンケートの結果などを踏まえて、4月24日に開催された文化協会総会において、令和6年度芸能発表会は佐屋会場のみで実施する案を文化祭実行委員会で提案することを説明され、承認されたものです。その後、6月4日に開催された文化祭実行委員会において、令和6年度の芸能発表会については佐屋会場のみで開催することに決定されました。文化祭の開催に当たり、文化祭実行委員会において協議を重ね

た結果、佐屋会場と佐織会場をつなぐシャトルバスの運行や、佐織会場において芸能発表会の放映が実施されたことは御承知のとおりでございます。

今後も文化祭実行委員会とは、文化祭の実績や反省会における意見などを踏まえ、文化協会、一般参加者及び来場者にとってよりよい文化祭が開催されるように協議してまいります。以上でございます。

#### ○４番（河合克平君）

要は、しっかりと協議をしていただくということをお願いしたいと思います。

本日は、マイナンバーカードについてのお話もさせていただきました。政府の広報のマイナ保険証をお持ちでない方も、これまでどおり医療をあなたにということで、手元にある保険証は絶対に捨てないでほしい、捨てないで、マイナ保険証がない人はそれを使うし、マイナ保険証の登録がうまくいっていない、また窓口で分からないという人たちもその保険証を利用すればしっかりと医療が受けられるということでもあります。

また、7月31日までの間には、資格確認書という保険証に代わるものであったり、資格情報のお知らせというのが届くということでもあります。そういったことを行いながら、マイナンバーカードのこの現状を、混乱を乗り切っていくということが市の状況としては分かりました。

また、窓口で申請、また郵送での申請、また窓口の申請は即時に資格証明書を発行されるということも分かりましたので、そういった点、しっかりと市民の方に安心をしていただけるようお願いをします。

また、国民健康保険税の負担軽減については、社会保障の国民保険の向上だという意識に立ってしっかりと行っていただきたいということを求めます。

また、文化祭についてもしっかりと文化の薫り高い愛西市となるよう取り組んでいただけるよう求めて、私の質問を終わります。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位10番の16番・山岡幹雄議員の質問を許します。

山岡幹雄議員。

#### ○16番（山岡幹雄君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は固定資産税の取扱い、年収103万円の壁、指定管理者の社会保険加入状況、愛西市内の道路について質問させていただきます。

全国で所有者不明の土地問題が急増しています。平成28年度の国土交通省の地籍調査による

と、日本全土の土地のうち、20%ほどの土地が不動産登記上で所有者が分からないという調査結果が出ています。所有者不明の土地は、公共事業や災害復旧の工事の民間取引の大きな妨げとなっています。また、高齢化が進む現在の状況から、このままでは所有者不明土地がますます増えていくということが懸念されています。

市は相続登記が令和6年4月から義務化されたが、未登記物件の取扱いはどうなるのかお尋ねいたします。

2024年11月に行われました衆議院選挙を経て、103万円の壁が178万円の壁に引き上げられる可能性が話題となっております。なぜならば、与党が大敗して議席が過半数に届かず、与党が政策を実現するには野党の協力が必要になったからです。

年収103万円の壁について、愛知県の大村知事は県と県内市町村全体でおよそ2,810億円の減収が見込まれると明らかにしました。大変な減収、市町村では予算が組めないところが続出するという報道がありました。

お尋ねします。所得税の基礎控除見直しによる103万円の壁で、市の個人住民税減収想定額とこれからの市のサービスや住民への影響はあるかお尋ねいたします。

愛西市が指定管理者、委託業者等に市からお金が支払われております。社会保険には、会社と従業員の双方に加入条件があり、当てはまるときは必ず加入しなければなりません。万が一、加入義務を怠れば、罰則を受ける可能性があります。社会保険の加入対象となっている未加入者事業所のうち、社会保険法第208条により6か月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金が科せられます。市では予算を決めるのに社会保険の加入状況を確認を行っているか。今回はスポーツ施設の指定管理者についてお尋ねいたします。

市内の道路について、私、9月議会でも質問をいたしましたが、今回も囲領道路についてお聞きします。

囲領は、隣地との間に道路を通すため、あるいは狭小な道路を拡幅するための周辺住民が自主的にセットバックして土地を提供しております。

私が2011年に囲領道路について質問をさせていただいた議会だよりの記事です。

画面で実際その当時、それぞれの地区で囲領道路があるということで、旧佐織地区で132か所あって、それなりの距離があるということでございます。現在の囲領道路の路線数と路線延長として筆数を教えてください。

以上で総括質問です。それぞれ御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、まず大項目1点目の固定資産の取扱いについての相続登記が義務化されたが、未登記物件の取扱いはどうなるのかについて御答弁させていただきます。

相続登記の義務化につきましては、法務局から依頼を受け、広報、周知を行っております。未登記物件に係る市の取扱いにつきましては、変更はございません。

次に、大項目2点目の年収103万円の壁についての所得税の基礎控除見直しによる市の個人住民税減収想定はについてでございます。

個人市民税の基礎控除額の見直しによる減収の想定額は、現在報道されているように基礎控除額が75万円引き上げされたと仮定して、市民税所得割の納税義務者数を基に概算で試算をいたしますと、約13億円と見込んでおります。

また、市のサービスや住民への影響はあるかについてでございますが、市民税等の減収による市への影響につきましては、現時点において国からの情報が不確定であるため、詳細は不明となります。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目3点目、市の指定管理者等の社会保険加入状況の確認についてに係るスポーツ施設の加入状況の確認について御答弁させていただきます。

愛西市スポーツ施設等指定管理者に係る実績評価委員会の開催の際に、指定管理者から提出される人員体制管理等報告書により、各施設の配置員ごとに社会保険の加入状況を確認しております。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目4点目、愛西市内の道路についてということで、圏領道路の路線数と路線延長、筆数でございます。

まず、圏領道路は私有地を道路用地として提供をしていただいております。圏領道路の圏領部分は民地であることから、筆、面積、管理費等は地元で管理のほうを行っていただいております。

平成22年時点の報告から、道路台帳路線の再編や境界画定などにより新たに判明した路線、未認定路線を含めると、令和6年9月現在、市が把握している路線数は244路線、路線延長は約19キロメートルです。筆数につきましては把握をしてございません。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、個々に質問させていただきます。

固定資産税の関係で実際相談があったわけですが、御両親が、父親が亡くなり、それで相続をしなければならないということで、今の相続税の関係で税理士に相談し、手続上いろいろさせていただくわけですが、実際、税務課のほうへ伺って、その固定資産税の評価額のところで、昨日もそうですが、空き家問題というのがございますが、その空き家の評価額が低くて税金がかかっていないと。それで御両親の建物等名義があつて、それを相続しなければならない。そうなりますと、昭和の初期とか、昭和の時代ですと登記をしていない物件があつて、税理士がこれは登記しなければなりませんよということで、要するに何だということ、未登記のままずっとほったらかしにして、その家がある。登記をしなければならないになると、今度建物をきちんと図面を書かなあかんわけです。そうすると、建築家に頼んで設計していただいて、相当な費用がかかります。今度それを遺産分割協議をしなければなりません。実際いろいろなことで空き家問題も含めて、そういう建物の関係で、未登記の場合はそういう手続をしなければなりません。

それで、お尋ねいたします。固定資産税の免税点、非課税物件に所有者をどのように周知す

るのか、お尋ねいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

相続における所有者の継承につきましては、本来相続人の方が行っていただくべきものと解しておりますが、市としては引き続きお悔やみ手続の際や広報「あいさい」、ホームページを通じて周知をまいります。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

周知の仕方もそうなのですが、自分の父親が亡くなって、初めて建物が評価されず、それがひいおじいさんとか先々代の名義の方ですと、すごく相続関係で遺産分割協議を相当前からやらなければなりません。実際そういう問題で、今、今年の4月から相続をしないと10万円の過料、罰金が、あと2年ちょっとですから手続をしなければなりません。

あと、私も数年議員をやっておるんですが、あちらこちらに共有名義の土地がございます。あえて強いて言うなら、公共の防火用水とかいろいろ土地改良関係で、共有名義で何十人という形で、昔そういう土地を整備したときに、その当時、土地改良とかそういう団体では登記できませんので、その当時の役員さんとか、そういう方々の名義で登記をしております。その方が30分の1とか何かで登記がしてあるんですが、それが漏れちゃっておるんだわね。実際、先ほど言った相続したときの評価証明には上がっていない。

お尋ねしたいのは、自治体が管理している共有名義の財産、土地改良関係による余剰地が共有名義の土地について、市はどのように指導方法をするのか、お尋ねします。

○総務部長（近藤幸敏君）

自治会や土地改良区に対し、関係部局等と協力をして相続登記が義務化されたことの周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

周知をされても、実際、失礼ですけど、そのときの総代さん、もう1年過ぎれば次の方がやるということで、やはりそういう役員さんは、土地改良もそうですが、なかなかとやろうとされないです。

ただ、今回そういう10万円の過料が国の法律によってできたこと、市もそういう土地を今後どういうふうにするかというのは、各担当課が多く、担当課でプロジェクトを組んで、どういう方法が一番いいんだと、自治会とかそういう土地改良関係に投げかけて、一応発信をよろしくお願いいたします。

次に、103万円の壁についてお尋ねいたします。

年収の壁ということで、画面にまず税金に関する壁ということで、今朝も年金のことでちょっと新聞に載っておったんですが、100万円と103万円の税金のかかる壁、それから社会保険に関する106万円と130万円の壁、また配偶者手当によって150万と201万の壁ということで、実際そういう壁、壁というのは先ほどお話ししましたように、衆議院の選挙である党が、その103万円の壁ということで話題になっております。

それで、所得税は103万円となりますが、住民税、個人住民税はどうか、お尋ねいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

生計を一にする配偶者の方や扶養親族の人数によって変わりますが、所得割がかからない基準としては、単身者を例にいたしますと、年収が100万円となります。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

年収が100万円、これはいろいろと働いてみえる方が、要するに1年間で100万円を超えないように多分働かれると思います。

それで、現行制度によると、住民税の課税を目安にして、これを今度市としてそういうパートの人たちにはどのように周知するのか、お尋ねいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

市ホームページにおいて、給与収入がある場合を例に掲載し、周知をしております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

周知というのは、今部長が答えられたように、僕の知り合いも子供が東京とか大阪へ学生で行かれます。実際、家庭もその子供がバイトをやろうがやるまいが分からない。また、そういうことを今回僕も初めていろいろ壁というのは分かったんですが、東京へ学生で行って、バイトをやる。突然年末、今年でもそうですけど、家に来るわけですね。お宅の息子さん控除から外れますよと。それでみんな分からんわけですね。そうすると、また税金を払わなければならない。今回こういう話題になったもんですから、皆さんやはりそういうことで、自分が奥さんやなんかパートで働いておると、そういう壁があって、それは分かるんですが、学生さんたちは多分そういうのは御存じないと思います。そんなような形で周知のほうをよろしく願いします。

それで、これからの働き方について、自分や世帯により各種制度を調べていただくんですが、各種の年収の壁、先ほど言いましたように、いろいろ壁があるわけですね。そこで税金について、社会保険について、配偶者手当とすることにより、それぞれ税金ですと100万から103万円の壁、社会保険ですと106万から130万の壁、配偶者の手当になると150万、201万の壁があるということで、今度は自分に合った働き方を見つけるのに関して、国ではこれから働き方を考えるということで、ハローワークとかいろいろ国のほうは支援を、情報を啓発していますが、市はどのような働き方をしているのか、お尋ねいたします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

本市の働き方改革などの取組といたしましては、市役所において、愛知県による就業に関する相談、あっせん窓口の開設や再就職を考えている女性のための個別お仕事相談を実施しております。

また、愛西市商工会では、愛西市商工会求人ポータルサイトを開設し、事業主がウェブ上に雇用情報を公開することで、雇用と求職のマッチングのほうを図る環境を整えております。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

多分各家庭で、子供さんが小さい頃は多分一生懸命子育てされると思います。先ほど言いましたように、子供が学生とか社会人になると、やはりそういうパートさん、要するに時間がありますから、そういうところへ働きに行かれて、いろいろそういう年収の壁、今回こういう話題になったから多分いろいろ考えてパートとかやられると思うんですが、それで今回この壁によって、先ほど愛西市の税金、個人住民税減収相当額が13億円ということで御回答がございました。

それで、市長にちょっとお尋ねするんですが、これはまだなっているかどうかは知りませんが、市長としての、いろいろ新聞報道があると、それぞれの自治体の市長さんがいろいろコメントを出してみえるんですが、一応愛西市長としての御回答をちょっとお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁させていただきます。

今、御質問がございました市民税の基礎控除額の引き上げとなりますと、先ほど部長からお話をさせていただきましたが、税収減が生じると試算をしております。

市といたしましては、毎年、今の額で言えば約13億円、毎年減収になるということでございます。この税収が原資として減収となれば、市民サービスにも影響を及ぼすというふうに考えております。仮に引き上げが行われるとした場合は、国費において減収分の補填を実施していただく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

#### ○16番（山岡幹雄君）

市長、御答弁ありがとうございます。

続きまして、社会保険の加入状況についてちょっとお尋ねします。

先ほど社会保険の壁ということで、106万、130万の収入があると社会保険に加入しなければなりません。

それで、愛西市がいろいろな団体に委託したりいろいろ事業をお願いしておるわけですが、一つの例で、児童クラブ事業等の運営費補助事業で、市内の民間事業者運営費補助金を交付している事業者に影響があるか、お尋ねいたします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

本市では、児童クラブ事業等運営費補助事業により、市内の民間事業者4団体に補助金を交付しています。民間児童クラブの事業者も従業員との雇用契約により社会保険の加入条件を満たしていれば保険に加入しますが、事業者の影響については把握していません。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

今回の補正予算に光熱水費等も高騰により補正が組んでございます。指定管理費もこういう事業者も、今言ったように5人以上雇用している場合、要するに社会保険を払わなければならず、そうするとその事業者は半分負担しなければなりません。実際、それを本当に市のほうに要望しているかどうか。実際ひょっとして、していなければ、その保険、奥さんは国民保険か旦那さんの扶養になっておるか、きちんとそれをチェックするのが役所の仕事だと思いますので、その辺のチェックをお願いします。

万が一、社会保険未加入者に対して、私が説明しましたように罰則がありますが、市が補助をしている団体で違反していることが判明した場合、この事業を停止処分を行うか、どのように処分するのかお尋ねいたします。

○健康子ども部長（人見英樹君）

違反が判明した場合、児童クラブ事業の停止処分については、市として特に定めがありませんが、是正は求めてまいります。以上です。

○16番（山岡幹雄君）

今回、この社会保険の壁について、数年前に私の知り合いのオペレーターの方が報酬を払っておって、その方々は国民保険に入っておったんです。こういう社会保険の加入制度が導入されることによって社労士の方にお願ひして、やはりそれだけ負担しなければなりません。だから、実際そういうのは個人で皆さんやってみえるわけです。ただ、そこでこういう壁という問題の中で、市のほうもそういう制度、社会保険加入制度もきちんとチェックをお願いいたします。

次に、囲領道路についてお尋ねいたします。

囲領道路の固定資産税の課税方法についてお尋ねいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

登記上、1筆である土地において現況が一部違うものがある場合は、所有者立会いの下、当該面積を測量し、課税上の分筆を行います。そして、当該課税地目により課税をしております。公共の用に供する固定資産につきましては、借地料の有無によって課税か非課税か異なった取扱いとなっております。以上でございます。

○16番（山岡幹雄君）

今回、質問は避けておるんですが、今、部長が答えましたように、まず自分の敷地内に農地があって、車を止めて、砂利を敷いて、手続もせずやる方が多いわけです。それを税務課は航空写真か何か、これはちょっと農地じゃないな、ちょっと現場を見に行くと、その土地で無断で駐車場を造ったりしてみえる方が見えます。また、ハウスやなんかでもイナバの物置のかいやつとか車庫を造ったり、そういう自分勝手にやられる方が多いんですが、そういう場合、お聞きしましたら、本人立会いの下、現況はそういう測量して、これだけ税金、1月1日現在もう既に駐車場となっていますから課税しますよと。

今回僕は説明するんですが、先ほど産業建設部長が御答弁ありましたように、囲領道路については相当な面積、筆数は把握していない、筆数も借地料をもらっておるかもらっていないか、これ一つ参考までにお話しするんですが、ある方が親が亡くなった。そうすると、土地、自分の宅地、評価証明をもらってそのまま相続をするわけです。その方が知っておったでよかったんですが、あれ道路が囲領道路で自治会からお金をもらっておるよね。税務署に行くと、その分については市の証明をいただければ、相続評価額から免除されますよと。市に行って現況がこういう形で道路になっていますから、証明をある程度図って、その相続評価額の免除がされる。

これは何が言いたいかという、相当な面積があるわけですね。実際それを市はなぜそういう調査をしないのか。実際、本人さんも親が亡くなって、多分その公図上、道路かどうかというの也不知らず、そのまま多分相続されると思うんです。ただ市のほうは税金を取っていいのか悪いのか、失礼だけど、勝手に自分のところの駐車場にした場合は駐車場として税金いただきますよと。道路の場合は今年19年、来年で20年になるんですが、調査のほうをしたほうが僕はいいと思うんですが、今後、圏領道路に対する対策をどのように行うかお尋ねいたします。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

圏領道路の解消につきましては、土地所有者全員の寄附の意向を固めていただいた一定区間の路線について、分筆費用、あと所有権移転登記費用等を予算化して進めております。今後も引き続き圏領道路の解消に努めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ○16番（山岡幹雄君）

御答弁ありがとうございました。

実際、圏領道路については、その昔、佐織地区のある町長が、自治会でその圏領費を払えば道路も舗装してあげるよ、三角側溝を造ってあげるよ。昭和50年頃からそういう合併浄化槽ということで、今、U字溝でないと合併浄化槽の関係で流せません。ですから、道路も整備し、また認定道路にもなっておるわけです。実際その当時、いいことだなということでやられたんですが、それが何十年とたって、半世紀も過ぎて、やっぱり世代交代して、そういうことも知らぬ方が見えるわけですかね。

毎年この12月になると、圏領費として総代さんが各その家に行ってお金を支払ってみえる団体、自治会が多くございます。ですから、それを市は調査をして、実際そういう自治会のほうにどういうふうにやっていますか、やっていますかというのは、先ほど今部長が言われたように、一路線、皆さんが協力してもらえば市は協力しますよと、ただそういうことを毎年総代会できちんと啓発して、そのきちんとした図面があるならそれをいただいて、きちんとそういう現況が道路ということも把握の資料を作っていただきたいと思います。

それをお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうも御清聴ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

16番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は12時55分といたします。

午前11時51分 休憩

午後0時55分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位11番の13番・原裕司議員の質問を許します。

原裕司議員。

#### ○13番（原 裕司君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を進めさせていただきます。

これまでも学校教育に関する一般質問は、部活動の外部指導員の導入、そして教員不足の課題、また2026年の愛知名古屋で開催されるアジア競技大会のスポーツ会場の誘致、そして教育の格差、教育環境の改善に向けた学校規模適正化に関する教育委員会の考え方などを質問させていただいております。

今回、通告しましたのは、学校教育現場の現状と課題についてであります。

現在の学校現場では、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の増加、外国人児童・生徒の増加、さらに18歳未満の子供の相対的貧困率の上昇や不登校児童など多くの課題が上げられています。

まず初めに、小・中学校の特別支援学級の現状についてですが、各学校における複式学級を含む学級数と児童・生徒数、それを担当する教員数についてお伺いをいたします。

次に、11月1日現在、愛西市の世帯数は2万4,500世帯であります。そのうち、1,405世帯が外国人世帯・混合世帯となっております。令和元年の外国人世帯・混合世帯1,011世帯と比較しますと、約39%の世帯増加となっております。

そこで、各学校に通われている外国人児童数と生徒数の数と、対応する職員配置についてお伺いをしたいと思います。

次に、愛西市では、子育て世帯への物価高騰対策や経済的支援策として給食費無償化事業等を実施されております。以前より家庭的貧困世帯を対象に給食費等の就学援助事業を行っていますが、その件数についてお伺いをしたいと思います。

次に、いわゆるひきこもり児童・生徒についてであります。

学校やクラスになじめない、またいじめなどによる不登校児童・生徒の推移についてもお伺いをいたします。

次に、GIGAスクール構想、ICT活用についてであります。

児童・生徒1台のタブレット端末の整備や各教室のネット環境も整備されているとは思いますが、特別教室である音楽室、図工室、家庭科室、図書室、体育館等の整備状況についてお伺いをしたいと思います。

総括質問の最後に、小学校の教科担任制についてお伺いをしたいと思います。

日本の教育現場では、長らくクラスの担任が全ての教科を教える学級担任制がしかれておりました。これを大きく変える教科担任制は2022年に本格的に導入され、まずは小学校5・6年生を対象に、外国語、理科、算数、体育の4教科について、学級担任ではなく教科担任がクラスをまたいで教える制度が始まりました。

教科担任制の導入と拡大の背景は、学級担任制に慣れた小学生が中学1年生になったとき、教科担任制への切替えや学習内容の高度化など大きな変化にうまく対応できず、不登校などが発生しやすいとされて、いわゆる中1ギャップ問題が指摘されてきました。教科担任制を導入すればこの問題を解決し、また教員側にとっても授業数を減らして授業の準備、そして効率化ができるなど、苛酷な労働環境を改善する効果が期待されているとされておりました。また、

児童それぞれに対して学級担任や複数の教科担任が接することで、児童を多面的に理解し、児童の心の安定につなげられる。そして、2024年5月に文部科学省の中央教育審議会において、対象を3年生、4年生に拡大することを審議しております。

愛西市では、小規模校、そして過少規模校の学級数と職員配置数の課題もあることから、教科担任制の配置も学校によっては検討の課題になると思います。そこで、学級担任制の拡大の時期について伺いをしたいと思います。

以上、総括質問といたしますので、答弁よろしく願いをいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目学校教育現場の現状と課題解決に係る学校別の特別支援学級数、児童・生徒数及び担当教員数について御答弁させていただきます。

永和小学校では、特別支援学級が5クラスあり、児童数が15人に対し担当教員は5人。市江小学校では特別支援学級が4クラスあり、児童数が18人に対し担当教員は4人。佐屋小学校では特別支援学級が7クラスあり、児童数が33人に対し担当教員は7人。佐屋西小学校では特別支援学級が4クラスあり、児童数が12人に対し担当教員は4人。立田南部小学校では特別支援学級が3クラスあり、児童数が12人に対し担当教員は3人。立田北部小学校では特別支援学級が3クラスあり、児童数が6人に対し担当教員は3人。八輪小学校では特別支援学級が2クラスあり、児童数が6人に対し担当教員は2人。開治小学校では特別支援学級が2クラスあり、児童数が4人に対し担当教員は2人。北河田小学校では特別支援学級が5クラスあり、児童数が15人に対し担当教員は5人。勝幡小学校では特別支援学級が4クラスあり、児童数が8人に対し担当教員は4人。草平小学校では特別支援学級が4クラスあり、児童数が9人に対し担当教員は4人。西川端小学校では特別支援学級が2クラスあり、児童数が9人に対し担当教員は2人。永和中学校では特別支援学級が3クラスあり、生徒数が13人に対し担当教員は3人。佐屋中学校では特別支援学級が5クラスあり、生徒数が22人に対し担当教員は5人。立田中学校では特別支援学級が3クラスあり、生徒数が7人に対し担当教員は3人。八開中学校では特別支援学級が2クラスあり、生徒数が4人に対し担当教員は2人。佐織中学校では特別支援学級が4クラスあり、生徒数が14人に対し担当教員は4人。佐織西中学校では特別支援学級が4クラスあり、生徒数が10人に対し担当教員は4人となっております。

続きまして、各学校における外国人児童・生徒数並びに外国人児童・生徒への対応についてですが、文部科学省による外国人の子供の就学状況等調査、5月1日現在における外国籍児童・生徒数は、永和小学校に6人、市江小学校に4人、佐屋小学校に6人、佐屋西小学校に2人、八輪小学校に2人、開治小学校に3人、北河田小学校に3人、勝幡小学校に1人、草平小学校に6人、西川端小学校に5人、永和中学校に5人、佐屋中学校に5人、立田中学校に2人、八開中学校に2人、佐織中学校に4人、佐織西中学校に3人の計59人です。

本市の直接雇用により、多言語支援員として永和小学校、永和中学校に1人、市江小学校に1人、佐屋小学校に1人、開治小学校に1人、北河田小学校に1人、草平小学校に2人、西川端小学校に1人、佐屋中学校に7人、立田中学校に2人、八開中学校に1人、佐織中学校に3

人を配置しております。

続きまして、就学援助についてですが、経済的な理由により愛西市立小・中学校に就学させるのにお困りの保護者に対して、就学援助費として学校で必要な費用の援助を行っております。

就学援助受給者数は、令和５年度が小学校児童2,737人中270人、中学校生徒1,581人中158人、令和６年度が小学校児童2,690人中229人、中学校生徒1,519人中135人です。

続きまして、不登校児童・生徒数の推移についてですが、令和４年度は小学校児童が36人、中学校生徒が80人、令和５年度は小学校児童が55人、中学校生徒が94人、令和６年度は９月末現在で小学校児童が21人、中学校生徒が53人です。

続きまして、各学校におけるネットワーク整備状況についてですが、小・中学校では普通教室のほか、音楽室や理科室、図書室などの特別教室にもW i - F i を整備しております。なお、体育館やプール、校庭において、授業や朝礼、校外学習などでタブレットを使用する際には、希望する学校に対しモバイルW i - F i ルーターを貸与し、活用していただいております。

続きまして、教科担任制の拡大の時期についてですが、現在、小学校高学年５・６年生において教科担任制が推進されており、市内の各小学校の専科教員や専門性の高い教科指導を行うための教科担任は愛知県教育委員会より配置されております。

専科教員は学校規模に応じて専任または非常勤講師が配置され、本市の小学校においては常勤として１人の配置が２校、非常勤講師１人の配置が６校です。また、外国語専科教員は、学級数から算出された英語の指導時間を基礎として２校にそれぞれ１人が配置されております。教科担任教員は、５・６年生の学級数に応じた配置として非常勤１人が配置されております。拡大につきましては、文部科学省の中央教育審議会が令和７年度より対象を３年生から６年生に拡大する案を公表しております。今後も文部科学省並びに愛知県の動向を注視してまいります。以上でございます。

### ○１３番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、特別支援学級の関係から質問をさせていただきます。

各学校に配置されている小学校全体では45クラス147名の児童が学び、そして中学校全体では21クラスに70人の生徒が在籍されているということですが、支援学級の受け持つ学級担任の先生は、他の学級の受持ちはされているのかどうか、お伺いをしたいと思います。

### ○教育部長（佐藤博之君）

各小・中学校では学級ごとに担任を配置することを基本としております。支援学級担任が他学級と併用して受け持つことはありません。以上でございます。

### ○１３番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

では、この特別支援学級の担任が病気あるいは家庭的な事情で一時的に休暇を取られる場合があるかと思います。そういった場合、クラスの対応についてどのように対応しているか、お

伺いをいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

担任が休暇を取得するときは、校長から許可を得ます。代替教員と綿密な引継ぎを行い、授業に支障が出ないよう学校全体で対応しております。

また、担任の急な病気欠席などにも対応できるよう、日頃より教員間で業務内容や児童・生徒の状況などの情報共有を図っております。以上でございます。

○13番（原 裕司君）

では、学校関係の予算を見ますと、特別支援教育支援員や多言語指導員、先ほども外国人児童の関係で答弁されておりますが、それと外国語指導助手などの費用は市単独の事業として市が負担されておりますが、この特別支援学級の教員の人件費等の費用負担はどのようになっているか、お答えください。

○教育部長（佐藤博之君）

特別支援学級に配置する教員にかかる費用は、愛知県から支払われます。以上でございます。

○13番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

それでは、特別支援学級の児童・生徒の中には、学校環境や生活環境において配慮が必要だと思われます。また、発達支援センターあいさいわかばを利用している児童もおられると思います。この発達支援センターの職員とどのような連携を取られているか、お伺いをしたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

小学校入学時における保護者からの就学相談において、必要に応じて発達支援センター職員にも同席を依頼し、教員に対して児童の特性や発達支援センターによる支援内容を伝えていただいております。また、発達支援センターや学校教育課職員などで構成する幼稚園・保育園・こども園・小学校連絡会において、児童の特性や集団生活での過ごし方などについて情報共有を図っております。発達支援センターが主催する特別支援教育支援研修会にも教員や支援員が参加し、発達支援教育に必要な知識の習得に努め、学校における支援の充実につなげております。以上でございます。

○13番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

やはり学級担任ばかりではなく、多面的な情報を共有しながら児童・生徒に接することがやはり大切かと思えます。

また、支援をする生徒・児童を育てる保護者にとって、学校生活や日常生活が将来の社会生活、自立支援につながることを願って、お子さんのほうの成長を見守っておられる保護者が大半だと思います。

愛西市では、こうした保護者の思いや悩み相談をする窓口が必要かと思えますけれども、この相談窓口体制はどのようになっているか、お答えください。

○教育部長（佐藤博之君）

就学に関する相談は、教育委員会において随時相談を受けております。また、相談内容によって発達支援センター等の関係機関と連携して対応しております。以上でございます。

○13番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

次に、外国人児童・生徒についてお伺いをしたいと思います。

先ほどの答弁、一括質問の中で、在籍状況についてお答えいただきました。小学校では、立田地区2校を除いた学校に38名の児童と、中学校では21人の生徒が在籍されております。学習や言語の問題、そしてスタートラインの違いによって課題が幾つかあるかなと思いますので、この外国人児童・生徒の編入時期であるとか、学力差の現状についてお伺いをいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

外国人児童・生徒は、各家庭の事情により、時期に関係なく編入されてみえます。日本語が十分に理解できないことで、学力に差が生じる児童・生徒も見えます。

なお、本市の直接雇用により多言語支援員を配置し、担任等と連携して個別に指導を行うことで学力の向上に努めております。以上でございます。

○13番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

随分外国人の方も、どこの市町も雇用があるから引っ越しされてこられるかと思います。

そんな中で、私も学生時代に寮生活をしておりまして、どうしてもやっぱり企業が多く外国人労働者の雇用をし始めた時期でありました。寮の近くにある団地なんですけれども、徐々に外国国籍の方が増えていき、そして生活面の違いから、かなり持ち家ではないので、公共の場所を使用されるということで、地元住民の方とかなりトラブルが発生したということを記憶しております。最近、その団地については大半がやはり外国の方がお住まいになっているというのが現状だというふうに聞いております。

では、外国人児童・生徒の中には、やはり日本の文化、そして習慣になじめない場合もあるかと思います。こうした生活習慣の問題、学校生活の場面でも起きているかと思いますので、その辺をお伺いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

学校生活で配慮すべき事項として、宗教的な背景に対する配慮が必要になります。また、来日前の就学、学習経験等、国や地域により学校教育の在り方や学校文化が異なるため、児童・生徒の状況を把握した上で指導する必要があります。

異なる文化で育ってきた外国人児童・生徒や保護者の行動を問題行動とは捉えずに、お互いの文化を尊重しながら、よりよい関係を構築していくことが肝要であると考えております。以上でございます。

○13番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

それでは次に、貧困家庭への支援策についてお伺いをしたいと思います。

就学援助対象者も数値から見れば減少しているように思います。これは最低賃金の引き上げ等の効果もあるかもしれませんが、しかし現在の物価高騰の賃金とバランスが崩れれば、この就学援助対象者も増加するとも考えられます。

日本国憲法第26条及び子どもの権利条約の第28条にも、教育を受ける権利について触れられております。家庭的貧困で教育を受ける権利を失ってはいけないと思っております。

貧困は世代間で連鎖すると言われており、親世代が貧困であれば子供の生活にも影響を与えます。特に成長過程の影響は大きく、身体だけではなく心にも影響を与えます。貧困を理由に子供は教育や社会経験の機会を失ってしまい、結果として学力不足の子供や精神的に未熟になったまま大人になり、低所得である、あるいは所得がない生活を送るケースが多いため、貧困は連鎖してしまうと言われております。この連鎖が続けば続くほど、子供の貧困は深刻の一途をたどると言われております。

これを踏まえてお聞きするわけですが、本市では本年度から中学生の学生服が新調されました。費用もかかると思いますが、貧困家庭への支援策はあるのか、お伺いをいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

学生服を含めて入学時の準備は、生徒が学校生活で必要となるものをそろえていただくために保護者に御負担いただいております。なお、経済的な理由により生徒を中学校へ就学させるのにお困りの保護者に対しては、近隣市と同様に限度額を設けて新入学学用品費を支給する就学援助事業を行っております。以上でございます。

**○13番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

この入学時期というのは、貧困家庭ばかりではなくて、いろいろな費用が発生するわけであり、特に通学に必要な自転車であるとかかばんなど、費用がどんどんかさむわけであり、また、中学生の時期は成長期に当たることから、服装の買換えの時期も早いと考えられます。財政豊かな自治体であれば、入学祝金制度も事業として進められているわけですが、こうした子育て世帯を支える補助金制度の考えはあるのか、お伺いをいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

入学時に準備していただくものについては、各学校で必要性を考慮し、不要なものは省くなど、保護者の負担軽減を図っております。なお、中学生に対しては、一般財源を活用した学校給食費に対する支援をしている自治体が限られている中、本市独自に給食費の無償化を実施しており、経済的負担の軽減に取り組んでおります。

就学援助事業の拡充を含め、新たな補助制度の実施については考えておりません。以上でございます。

**○13番（原 裕司君）**

答弁ありがとうございます。

確かに令和5年度の決算書類を確認いたしますと、先ほどの対象者、貧困家庭の関係でなん

ですけれども、小学校・中学校合わせて約3,100万円あまりの学用品、そして修学旅行や校外学習に対する扶助費というものを支給されているわけです。今後とも、やはり愛西市の教育環境の充実を図っていく予算を確保していただいて、進めていただくようお願いをしたいと思います。

それでは、次に不登校に関する質問に移りたいと思います。

不登校児童・生徒の状況は、先ほど答弁がありました年度ごとに変動はあるわけなんです、減少傾向であるということが分かりました。

そこで、不登校児童・生徒を受け入れているすまいるの利用状況についてお伺いをしたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

令和4年度は、すまいる佐屋18人、すまいる佐織17人、計35人、令和5年度は、すまいる佐屋16人、すまいる佐織18人、計34人。令和6年度は10月31日現在で、すまいる佐屋10人、すまいる佐織11人、計21人に御利用をいただいております。以上でございます。

#### ○13番（原 裕司君）

答弁ありがとうございます。

時期によって利用人数は違うと思っておりますが、すまいるに通う児童・生徒数は先ほど現在21名というお答えでございました。逆算すれば、53人の児童・生徒が自宅に引き籠もっている状況ということになりました。

こうした状況下で、やはり学校に行きたくないなど、ひきこもりの状態になる前に何とかやはり解決していかなくちゃいけないと思っておりますが、こうした悩みが気楽に相談できる窓口が必要だと考えておりますけれども、このような相談体制の状況についてお伺いをいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

学校以外の相談窓口として、適応指導教室すまいるなど相談窓口の一覧を学校ガイドブックに掲載し、小・中学校の入学の際に保護者に配付し、周知を図っております。以上でございます。

#### ○13番（原 裕司君）

ありがとうございました。

GIGAスクール構想にも関係してまいりますけれども、子供の悩みは早急かつ気楽に相談しやすいアプリや、あるいはオンラインシステムの活用が有効だというふうに私は思っております。こうしたデジタルツールの導入の考えについてお伺いをしたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

各小・中学校の児童・生徒に対し、1人1台タブレット端末を配備しております。

タブレットにはアプリ、ロイロノートが組み込まれており、児童・生徒はアプリ内にある心の健康観察という機能を活用し、毎日学校にオンラインで報告しています。

学校では、児童・生徒のメンタルヘルスの状況を的確に把握することで、心の問題の早期発見につなげ、その日の指導に生かしているところでございます。以上でございます。

○ 13 番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

では、G I G A スクール構想に関する質問に移りたいと思います。

総括質問の答弁の中で、体育館においては必要であれば W i - F i ルーターを貸し出して活用しているというようなお話がありました。やはり体育館のネット環境が遅れているのではないかなと感じております。

体育館を利用する体育の授業、例えば跳び箱やマット運動など、動画で手の着く位置や。あるいは腰の位置、こういったものを指導者が実演指導を交えて視覚から、目から学び、実践していくことがやはり上達の近道かと思っております。

また、学習発表会でも研究発表で、I C T の活用で学習発表を視聴される児童・生徒にも細かく動画配信ができ、学習の成果もより共有やあるいは提供ができるのではないかなと感じておりますので、ぜひネット環境の整備、こういったもので十分検討していただくようお願いをしたいと思います。

それでは、先ほど児童・生徒の悩みや相談にアプリを活用しているというお話がありました。再度、G I G A スクール構想、I C T の活用状況について伺いをしたいと思います。

○ 教育部長（佐藤博之君）

小・中学校ではほぼ毎日、タブレット端末を活用して授業を実施しています。

活用といたしましては、調べ学習でインターネット検索をするほか、学習支援ツールであるロイロノートに児童・生徒の回答や意見をカードに記入し、学級内で共有することで、様々な意見と比較する学びにつなげているところでございます。以上でございます。

○ 13 番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

この I C T の進捗状況というのは、やはり各自治体あるいは各学校でも格差が表れているというふうに思います。児童・生徒の学習の機会の平等を保障する観点から、学校でも、あるいは自宅でも I C T を活用する習慣化を進めないといけないんじゃないかなと思っております。

愛西市の状況について伺いをしたいと思います。

○ 教育部長（佐藤博之君）

教育長をはじめ教育委員、全小・中学校長で構成する小・中学校連絡調整会において、I C T 活用の日常化を図るため、積極的に I C T 機器の利用を奨励しております。今後も学校や学年、学級間での差が出ないように、タブレット端末の活用例を愛西市小・中学校教職員会 I C T 部会における研修会等により教員間で共有することや、本市の直接雇用による I C T 支援員の活用により I C T の日常化を図っていきたいと考えております。

なお、児童・生徒がタブレット端末を一部の学校を除き自宅に持ち帰り、活用していただいております。以上でございます。

○ 13 番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

ＩＣＴ教育をやはり進める上で、教員の指導力不足というところも上げられておるかと思いますが。このＩＣＴ機器の知識が乏しくて、授業に適切に取り入れられないことが問題視されています。さらに、児童・生徒たちに教員からＩＣＴ機器の正しい使い方を教わることができず、スムーズな授業につながっていないという可能性も出てきております。

そこで、教員のＩＣＴ教育等の実施状況についてお伺いをしたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

愛西市小・中学校教職員委員会ＩＣＴ部会における研修会のほか、ＩＣＴ教育指導員が年に２回、市内全教職員の中から希望者を募って研修会を実施しています。

また、ＩＣＴ支援員が各小・中学校を週に１回巡回し、授業の進め方やアプリの効果的な使い方などを指導しております。以上でございます。

#### ○１３番（原 裕司君）

答弁ありがとうございました。

私の手元に、このＧＩＧＡスクール構想の成果と課題についてということが文科省のほうで調査されました。導入して間もないということもありまして、やはり先生のほうの部分がこういう表になっているわけなんですけど、評価というのか、調査して校長先生が答えられた表になります。校長先生のほうは、今後やはりますますこういうＩＣＴを活用して、学力あるいは生徒の学びの場がどんどん増えていくんだぞというような結果が出ております。また機会がありましたら見ていただいて、愛西市の参考になればというふうに思っております。

児童・生徒の学習環境については、タブレットの端末にソフトの関係になるんですが、数学や言語、科学などの教科ごとの設計されたアプリというものが豊富にあるわけですので、そういったものも予算の状態を踏まえて導入をしていただくようお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

#### ○議長（近藤 武君）

１３番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は１３時４５分といたします。

午後１時３６分 休憩

午後１時４５分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位１２番の６番・山田門左エ門議員の質問を許します。

山田門左エ門議員。

#### ○６番（山田門左エ門君）

それでは、発言通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回は４点について質問を行います。

まず第１点目は海拔ゼロメートル地帯における避難施設確保について、２点目は愛西市人口減少と過疎対策の取組について、３点目は学校統合計画の進捗について、４点目は一宮西港道

路の国への要望について質問を行います。

それでは、最初の海拔ゼロメートル地帯における避難施設確保について質問を行います。

従来より自然災害に伴う防災訓練が毎年行われております。今年も11月17日に県知事も出席され、愛西市津波・地震防災訓練が実施されましたが、訓練内容は避難住民の受付、登録、感染防止、テントの設営など、いつもどおりに行われています。

また、愛西市が各家庭にハザードマップを配付されており、浸水区域を特定していますが、最も被害が少ない地域は八開地域と一部佐織地域だけとなっています。この地震・津波ハザードマップの浸水区域は、昭和34年の伊勢湾台風のときに浸水した被災区域と重なっております。近年、地球温暖化による異常気象によって線状降水帯が発生するようになり、日本では毎年のように大規模災害が起きています。

愛西市においても、過去の風水害を教訓に、できるだけ人命救助を目的に災害への準備を怠るべきではありません。特に、過去、水害を経験した愛西市の立田地区、佐屋・佐織地区の住民も事前に避難できる場所を想定し、準備しておくことが必要となっています。

先般の衆議院議員選挙が行われましたが、私も参加させていただきましたが、国会議員からは、防災・減災は私の仕事ですと話され、県会議員からも日光川流域の排水ポンプがあと一台必要だと話され、市長からも、この地域は海拔ゼロメートル地帯であり、いつ災害が発生してもおかしくない。災害に対する備えをしておくことが必要だと何度も応援演説でおっしゃっておられました。

南海トラフ地震の浸水想定区域の佐屋、立田地区を含め、被災地区からの住民避難に備え、避難場所、医療機関、入浴施設はできるだけ事前に準備し、まとまった場所にあれば最も有効に機能することになります。したがって、愛西市の土地の形状からも、過去に一度も浸水したこともなく、避難場所として最も安全な場所にある旧八開庁舎、八開総合福祉センター、八開診療所は1か所に集中しており、八開中学校も含め300メートルの中に施設がまとまっており、全て歩いて行ける距離にあります。このエリアにある市の施設を緊急時の避難場所や医療施設、入浴施設として常に使えるよう維持管理しておくべきであると考えます。市の考えをお答えください。

次に2点目です。

人口戦略会議によって消滅可能性自治体が発表されていますが、愛西市も近隣の自治体と大差なく人口減少が急激に進んでおり、過疎化が進んでおります。どこのまちも若い人の奪い合いになっており、整備されたまち、住みやすいまちに流れていってしまいます。過疎対策をしなければ人口流出していってしまいます。自治体間競争に負けた愛西市にならないように過疎対策を行っていく必要があると思います。

また、人口減少だけでなく、農業振興地域である立田地区と八開地区が過疎化すると、農地が荒れ果て、不耕作地が増えていき、地域が荒廃していくことは明らかである。愛西市が取り組んでいる過疎対策について、市の考えをお答えください。

次に、3点目です。

愛西市の少子化に伴う生徒数の減少によって小・中学校が小規模校になっており、平成27年から学校統廃合計画が進められてきましたが、住民や保護者との丁寧な合意形成もなく強引に進めてきた結果、学校統合の進捗も遅れてしまっています。

そこで、現在進めている学校統廃合計画の進捗状況について質問をいたします。

教育委員会の学校統廃合では、立田中学校は佐屋中学校に統合し、八開中学校は佐屋西中学校に統合する計画となっています。その進捗について質問いたします。

一方、当初計画にはなかった佐屋小学校の建て替えの計画が優先されていますが、学校統廃合計画の進捗状況がどうなっているのか、お答えください。

次に、4点目の質問に移ります。

一宮西港道路の進捗について質問しますが、昨年から国土交通省の中部整備局が主体となり、一宮西港道路について地元住民へのアンケートも行われ、中央道ルートと155号線ルート、そしてその中間のルートの3案について今年中に決定するという発表があり、議会でも国への要望書について議論しているところでありますが、愛西市の将来にとって市が発展する非常に大きなテーマとなっています。愛西市が必要とするルートは、155号線と並行する、いわゆる西側ルート以外にはないと思います。国土交通省が示した一宮西港道路の3つのルート案は今年秋頃に決定する計画となっていますが、愛西市は市単独でどのルートにするか要望しないと回答されました。市はその後どのように取組まれたのか、質問いたします。御答弁よろしく願いします。

以上4点を総括質問としますので、順次お答えいただきたくお願いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、海拔ゼロメートル地帯における避難施設確保について御答弁をさせていただきます。

旧八開庁舎に隣接する八開コミュニティセンターや八開総合福祉センターをはじめ、八開地区の小・中学校施設等を指定緊急避難場所として設定しており、八開地区の人口約4,100人を上回る約6,100人収容可能な状況となっております。

続きまして、大項目2点目、愛西市人口減少と過疎対策の取組における過疎対策の政策について御答弁をさせていただきます。

本市では、過疎対策ではございませんが、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中の是正、地域での住みよい環境の確保等を通じて活力ある日本社会を維持していくために、国において平成26年に施行されたまち・ひと・しごと創生法に地方自治体の努力義務とされている地方版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。平成27年度には、人口動向や将来人口推計の分析を踏まえた中長期の将来展望を提示するとともに、人口動向や産業実態等を踏まえ、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とする第1次愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。そして、令和元年度には、継続を力にし、より一層充実・強化を図るため、国・県の策定方針を踏まえ、令和2年度から令和7年度までの6か年を計画期間とする現在の第2次総合戦略を

策定しました。

この戦略では、人口減少克服、地方創生のため、東京一極集中の是正、若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、地域の特性に即した地域課題の解決の3つの基本的視点から取り組むこととしております。さらに、仕事人が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支えるまちに活力を取り戻すといった、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を基本的な考え方として、4つの基本目標、1点目が、まちの活力を高め、将来につながる仕事づくりで「働いてみた愛まち」、2点目が、あいさいの実際の魅力を発信し、ひとの流れをよびこむ「行ってみた愛まち」、3点目が、若い世代・子育て世代に選ばれる「子育てしてみた愛まち」、最後に4点目が、安全・安心を市民との共生でうみだす「住み続けてみた愛まち」、これら4点の基本目標に応じた施策を実施しております。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目3点目、学校統廃合計画の進捗について御答弁させていただきます。

現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するA中学校（仮称）準備委員会は、9月25日に第1回を開催し、令和6年度中に計2回予定しています。

現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するB中学校（仮称）準備委員会は、10月2日に第1回を開催し、令和6年度中に計2回予定しています。

現在は、準備委員会委員を対象に、学校適正化の実践校の訪問を計画しているところでございます。健全度・耐力度調査、その結果に基づく基本構想及び基本設計・実施設計は、準備委員会委員の御意見等を十分に踏まえた上で慎重に取り組んでいきたいと考えております。

具体的なスケジュールにつきましては、現段階では差し控えさせていただきます。以上でございます。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、大項目4点目、一宮西港高道路の国への要望について御答弁をいたします。

市はその後どのような取組をされたのかということでございますが、令和6年8月28日に実施をいたしました国土交通省、財務省への要望以降、11月8日に中部地方整備局へ協議会構成団体での要望のほうを実施しております。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

それではまず、1点目の避難施設の確保について再質問を行います。

御答弁では、八開コミセンや総合福祉センター、八開中学校に避難する住民は6,100名が収容できるというお答えですが、これは地元の住民だけではなくて、ほかから、立田や佐屋地区から逃げてこられる方も対象になるということもあります。そして、実際にこういった災害が起こった場合、昼間の明るい日差しの中で行動に何の支障もなく避難し、電気のついた体育館に避難するというような状況ではなく、南海トラフが発生した場合、倒壊した家から脱出し、液状化した道路の中を着のみ着のままで、水にぬれたまま寒さに震えて、けがした人や病人も

被災者として来ます。温かい風呂も入りたい、医者に治療してもらいたい、薬が欲しい、そういう極めて悲惨な状況の中で命からがら避難する前提で防災計画をつくる必要があります。

災害対策は平時に行うものであって、どんな災害が発生するのかを想像力を働かせて対策するものです。東日本大震災のときの死者数は約5万人です。南海トラフ地震は20万から30万人と予測されています。桁外れの大災害が広範囲にわたるので、自衛隊もなかなか来れないという前提で対策する必要があります。

パネルを見ていただきたいんですが、これが南海トラフ地震が発生したときの浸水区域です。これを見ていただくと、佐屋とか佐織とか立田はほとんど水没するような地域になっています。これは伊勢湾台風のとくとほとんど同じ内容と重なっていると思います。

それでは、続いて行っていきます。

この中には八開庁舎、八開中学校、八開総合福祉センター、診療所が愛西市の最も安全な場所にあるだけでなく、1か所に集中しており、ここが被災地の復旧基地の一つになっていくと思います。愛西市の住民の命が守れるかどうかという場所になります。海南病院、津島市民病院、安藤病院など大きな病院は浸水地域にあり、使えるかどうか分かりません。病院に残っているのは愛西市の八開診療所だけになります。

能登半島地震では死者数が200名でしたが、震災後の関連死はそれを超えています。震災後に亡くられる人は人災になります。

次に、これが伊勢湾台風のとくに浸水した区域になります。これを見ていただければ、ほとんど立田とか、佐織とか、佐屋の方面は浸水しているのはよく分かると思います。

続きまして、これが実際に病院が配置されている場所になりますが、ここに書いてあるとおり、津島市民病院、あと安藤病院、それから海南病院などはほとんど水没するような地域にあります。こういったことで八開診療所だけが残ることになります。

次に、八開庁舎の写真をちょっと見ていただきたいと思います。

旧八開庁舎は昭和63年に新耐震基準で建設され、まだ新しい強固な建物であることから、地震にびくともしないSRC構造となっております。しかし、いまだに再利用する計画も検討されないまま、年間の維持費が158万円という経費が無駄だから廃棄すべきではないかという意見もありますが、愛西市の命を守れる建物を3億円もかけて解体すべきなのか非常に疑問に思います。この建物の簿価は幾らか教えてください。よろしくお願いします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

八開庁舎の簿価につきましては、令和5年度末現在で約1億4,800万円です。なお、この簿価は、取得価格、耐用年数などから減価償却した固定資産台帳上の数値であり、実際の建物の価値を表したものではありません。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

つまりこのような非常に貴重な建物の簿価が1億4,800万という資産をわざわざ3億円をかけて廃棄したらどうかという議論にも驚きますが、合計すると4億5,000万もの資産が失われてしまっているのかどうか甚だ疑問に思います。この旧八開庁舎を私も見ましたが、外壁、屋

上、内部を見て全く問題がない立派な建物です。この中では空調設備が動いていないという程度で、コストも建築コストの15%程度が空調機器関係ですので、更新すれば問題なく使えます。

この建物を通常時には資料館として使っていただきたい。非常時には市役所のバックアップセンター、あるいは避難場所に使うのが最適と思いますが、いかがでしょうか。

周辺の市町村には資料館があります。弥富には歴史民俗資料館、あま市には歴史民俗資料館2つと七宝焼アートヴィレッジもあります。清須にははるひ美術館、稲沢には荻須記念美術館がありますが、愛西市だけが何もありません。大変寂しい限りです。もっと郷土の歴史と文化を大事にして、この建物を使っていただくように要望しますが、市の考えはいかがでしょうか。御回答をよろしくお願いします。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

旧八開庁舎につきましては、平和元年10月に八開支所、八開地区コミュニティセンターへ移転して以降、庁舎内にて八開郷土資料室から移転した郷土資料の管理を行っておりました。令和5年度には郷土資料の移転が行われ、現在庁舎内に残っている備品等の処分を進めております。

本施設は市公共施設等個別施設計画では廃止の方向性とされておりますが、すぐに除去するものではなく、必要な維持管理は行っております。ただし、昭和62年10月に竣工し、既に40年近く経過していることから、使用には大規模な修繕工事が必要な状況であると考えております。

利活用について、平成28年度から平成29年度にかけて様々な事例について検討を行いました。また、28年度には、住民の皆さんに対し、八開庁舎に関するアンケートを実施し、建物全体を民間に貸し出して活用してもらう、建物全体を別の用途で活用する等の御意見はいただきましたが、地域や民間等から利活用に向けての具体的な提案や要望等もないことや、市街化調整区域内にある施設のため用途にも制約があることから、現在に至っております。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

お答えでは、利活用について様々な検討をしたというお答えですけれども、市役所の中ではどんな意見が出たのか、分かったら教えてください。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

その際には、郷土資料館としての活用だとか、あと貸し出す場合の民間への貸付け等について、愛知県の開発審査基準等を変更できる、できないといった用途に関する確認をしております。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

今、郷土資料館というようなお話がありましたので、ぜひこの周辺の地域も郷土資料館だとか歴史に関する建物に使われておりますので、ぜひ使っていただきたいと思います。

昨日、竹村議員の質問から分かったのは、愛西市の文化遺産が4か所に分散されたまま住民の目にも触れなくて放置されているということが分かりました。なぜこの旧八開庁舎を利活用しないのか、ぜひお答えください。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

令和5年度から立田体育館並びに福原分校に移転させていただきましたのは、庁舎内において雨漏りが発生していることが把握できましたので、貴重な文化財について、その損壊を防ぐために移管させていただいたものでございます。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

この建物はもう十分使えるということが分かっておりますので、ぜひ愛西市の資料館に利活用する検討をお願いいたします。

この建物は、歴史資料館として理想的な外観もしており、昭和63年に竣工しておりますが、耐震強度も十分あります。竹村議員のおっしゃるとおり、愛西市の歴史と文化を大事にしたいと思います。八開地区のコミュニティセンターの職員を旧八開庁舎に移転し、受付を兼ねて資料館にすべきと思いますので、ぜひ検討をお願いいたします。

次に、八開総合福祉センターの入浴施設が停止したままとなっておりますが、湯沸かし設備は従来より主張しているとおおり、法定耐用年数は9年です。定期的に取り替える仕様となっておりますので、必要だから福祉法に基づいて設置しているはずです。

災害が起こった場合、どこの災害時でも自衛隊が臨時の入浴施設を造っておりますが、災害発生直後から使えるものではありません。愛西市は幸い最も安全な場所に八開総合福祉センターがあり、入浴施設も配置されているので、災害時には極めて有効です。立田や佐屋、佐織地区からの避難者には、医療機関のすぐ隣にあり、極めて理想的な避難場所となります。緊急時においても使用できるよう常日頃から準備していく計画はないのか、お答えください。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

八開総合福祉センターの入浴施設につきましては、以前より部品が調達できずに修理ができない場合は継続しない旨の周知を行ってきました。部品の入手可能な場合は修繕を行ってきましたが、令和4年12月のヒートポンプ設備の故障時に必要な部品が調達できず、修理不可能となりました。設備の更新も検討しましたが、利用者の人数、設備費用、光熱水費等を踏まえ、廃止といたしました。よって、整備をする予定はございません。

#### ○6番（山田門左エ門君）

入浴施設を再稼働してほしいと何度も要望いたしております。各福祉センターにはヒートポンプはあちこちに設置されておまして、次々と修理されております。ここだけが修理しないという決定をされていますが、部長が廃止を決めたわけではないことは了解しておりますが、避難してきた住民にとって必要な入浴施設であり、復活すべきです。

続いて、愛西市における唯一の公共医療機関である八開診療所を継続する計画についてお答えいただきたい。

先般、診療所を指定管理者に委託したいという市からの説明がありましたが、そもそも診療所は年間5,500名もの患者が利用しています。今年の4月1日から薬剤師を廃止し、さらに医師も3か月間病気で休まれ、休診となったために利用者が1,500名減っただけです。

この診療所は災害時には愛西市の最後のとりでになります。南海トラフ地震で発生すれば、津島市民病院も海南病院も水没エリアにあり、使えなくなるでしょう。この診療所は災害対策

として命を救う最後のとりでになることは明白であり、なくてはならない施設です。この診療所を継続的に維持する計画はどうなっているのか、お答えください。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

八開診療所は、昭和27年に八開村時代に地元の孤児院を引き継ぎ、八開診療所として開所しました。その後、愛西市に引き継がれ、現在は民間医療機関と同様に内科、消化器科の診療を行い、月曜日、火曜日、木曜日、金曜日は午前・午後、水曜日、土曜日は午前診療を行っています。近年は民間医療機関も増え、患者も減少傾向であり、求められる役割も変化してきています。今後、地域での役割を検討しつつ、いかに運営を続けていくかを前提として、ノウハウを持った法人等への働きかけを行うなど様々な方法を模索していきたいと考えております。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

部長がお答えの、近年は民間医療機関も増え、患者数も減少傾向と答弁されましたが、私が調べたところは全く逆です。海部地域の10万人当たりの施設数は60.57、全国平均は72.94。さらに、愛西市だけで調べてみますと54.25です。全国でも病院数は減少傾向にあります。平成2年から20%減っておりまして、1万96から8,239となっており、2割ぐらい減少しております。こういった回答をされた部長の御意見はどうなっているのでしょうかね、お聞きします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

先ほどの答弁の中でお話ししましたように、昭和27年、八開村時代に始まった状況と比べた状況をお話しさせていただいております。また、いかに運営を続けていくかを前提として、今模索をしております。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

それでは次に、愛西市の八開診療所の会計なんですけれども、毎年積立金を取り崩して運営されていますが、国からは地方交付税として年間700万円が支払われているのに、診療所に繰り入れていません。その理由は何かお尋ねします。

○総務部長（近藤幸敏君）

令和5年度の交付税の算定において、基準財政需要額でおよそ700万円と算定されておりますが、これは地方公共団体が行政や施設の維持のための財政需要を一定の方法で算定した額となります。普通交付税は一般財源であり、直営診療所勘定は特別会計であることから、一般会計からの繰出しは考えておりません。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

部長は、直営診療所勘定だから特別会計に繰出しは行わないという答弁ですが、ではなぜ一般会計が特別会計にいっぱい繰り出しているのか。国民健康保険特別会計や後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計など、幾らでも一般会計から繰出ししているのではないですか。なぜ直営の診療所だけ除外するのか、お答えください。

○総務部長（近藤幸敏君）

国民健康保険の直営診療所勘定では、現在運営準備基金を保有しております。また、診療所

としての運営について特別会計の収支を行っていることから、一般会計からの繰出しは考えておりません。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

では次に、弥富市の海南病院に愛西市は毎年幾ら払っているのか、お答えください。

○健康子ども部長（人見英樹君）

厚生連海南病院は、脳卒中や心筋梗塞、その他特殊診療部門における重篤な救急患者の救命医療を担当する第3次救急医療施設に位置づけられており、海部医療圏の地域医療の充実、救急医療体制の確保のため、他の関係自治体と同様に経費の一部を補助しています。

本市では、令和6年度予算において、地域医療施設整備事業費補助金3,597万円と救命救急センター運営費補助金1,435万円を計上しています。以上です。

○6番（山田門左エ門君）

愛西市は、どういうわけか他市の弥富の海南病院に毎年5,000万近いお金を一般会計から繰り出して助けています。愛西市が保有している診療所に対して、地方交付税として国から年間700万円が支払われているのにもかかわらず、一円も使わせないという理不尽な政策だと思います。愛西市の政策は、公立の医療機関より弥富市の病院のほうが大事ということになりませんか、お答えください。

○総務部長（近藤幸敏君）

先ほども少し申し上げましたが、現在、直営診療所勘定は運営準備基金を保有して活用しておりますので、繰出しを考えていないということでございます。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

この診療所は、災害時には愛西市の住民の生命を守る大事な拠点となります。もっと真剣に防災対策を計画していただきたいと思います。危機管理としてももう少しよく考えていただきたいというふうに思います。

次に、2点目の質問に移ります。

順番を変えて、学校統廃合計画について再質問を行います。

御答弁では、具体的なスケジュールは現段階では差し控えるというお話ですが、八開中学校が佐織中学校へ統合する時期はいつなのか、分かったら教えてください。

○教育部長（佐藤博之君）

学校は、児童・生徒に充実した教育活動を実施するとともに、豊かな人間性を育む場所です。また、地域コミュニティの核としての性格を有し、防災、保育、地域交流の場等様々な機能を併せ持つとされております。

健全度・耐力度調査、その結果に基づく基本構想及び基本設計・実施設計は、準備委員会委員の御意見等を踏まえた上で慎重に取り組む必要があると考えております。

また、改築もしくは大規模改修を経て学校適正化を実施した事例から、総事業費に係る財源の確保や業務量への対応などについても併せて考慮する必要があるため、現時点においてはスケジュールを示すことは差し控えさせていただきます。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、ここではなかなかスケジュールは示すことができないということですが、今年の10月から開始しました施策B中学校準備委員会の検討項目に小学校の統合について記述がありません。その理由もお聞かせください。

○教育部長（佐藤博之君）

令和4年7月に愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会を設置し、小・中学校の適正化と学校施設の老朽化対策について協議をお願いしました。市全体に係る検討・協議の結果、愛西立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画協議会案を含め御提案いただきましたが、小学校の再編、通学区域や老朽化対策の検討などは地区検討協議会へ申し送られました。

令和4年10月、佐屋、立田、八開、佐織の4つの地区検討協議会を設置し、立田地区検討協議会では、立田地区の小・中学校に関して協議しました。

一方、八開地区検討協議会では、八開地区の中学校に関して協議しましたが、小学校に関しては協議に至りませんでした。

令和5年10月から11月までの間に愛西立小中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査を立田・八開地区の世帯を対象に実施しました。意向調査において、立田地区では小学校に関する質問を設けましたが、八開地区では小学校に関する質問を設けませんでした。八開地区における小学校の再編につきましては、八開地区検討協議会で協議に至らなかった、意向調査に質問を設けていない等の経緯を踏まえ、第2期基本計画案の時点から具体的な施策として盛り込んでおりません。現在、第2期基本計画の施策に取り組み始めた途上でもあることから、現時点において八開地区における小学校の再編に係る取組は考えておりません。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

お答えでは、意向調査を設けなかったというふうにおっしゃっていますが、どうして意向調査を設けなかったのか、教えてください。

○教育部長（佐藤博之君）

重複した答弁になります。地区検討協議会において、小学校に関して協議に至らなかった、その点を踏まえまして、意向調査の中に質問項目を設けておりません。以上でございます。

○6番（山田門左エ門君）

学校統廃合を計画したのは、平成27年から開始してもう9年目を迎えております。愛西市は小規模校ではクラス替えができない、切磋琢磨できないなど、小規模校を否定するような理由を上げておりましたが、いよいよ開治小学校は複式学級になるだろうと思います。教育委員会として、複式学級についてどのようにお考えなのか、お答えください。

○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会として学校適正化の取組をさせていただきました中においては、特に中学校の生徒において、その小規模校についてのデメリットを考慮した上でこのたびの計画として公表さ

せていただいております。

以上のことから、八開地区の小学校については、今後出生数から見た児童数の推移などを注視して考えてまいります。以上でございます。

**○6番（山田門左エ門君）**

続きまして、一宮西港道路について質問いたします。

御答弁では、市単独で国に要望をせず、中部整備局との関係する市町村とどんな要望を出したのか、また現在どんな状況なのか、お尋ねいたします。よろしくお願いします。

**○産業建設部長（宮川昌和君）**

要望書の内容といたしましては、一宮西港道路の必要性を訴え、路線検討から実現までスピード感を持って進めていただくとともに、必要となる予算を計画的に措置していただく趣旨の要望のほうをしております。

現在、国において、地域住民や道路利用者等を対象に、10月4日まで実施されたアンケートを集計・分析しており、今後中部地方小委員会が開催され、複数案の比較検討、対応方針が決定されるというふうに聞いております。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

それでは、次の質問に移らせていただきます。

愛西市の人口減少と過疎対策について、4つの基本目標としてどんな成果があったのか、答弁をお願いいたします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

総合戦略の中で、4つの目標に対して8項目の数値目標、基本目標を達成するため、主な施策に対し、41のK P I（重要業績評価指数）を設定し、毎年進捗管理を行っております。既に達成されているものもあれば、近づいているものもあります。そうでないものもあります。以上です。

**○6番（山田門左エ門君）**

答弁ありがとうございます。

愛西市は農業振興地域であり、農地の保護は市の政策として必要だと思いますが、農業従事者も非常に高齢化しており、こうした対策を行う専門の組織が愛西市の中にありません。産業振興課だけでは対象の産業が広範囲となるので、農業に限定し、耕作地を維持し、地域が荒廃しないような対策をする体制がありません。こうした専門の組織を立ち上げる計画はありませんでしょうか、お答えをお願いします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

農業従事者の高齢化、あと後継者不足対策として、農協と連携し、農地が荒廃しないよう農地バンクを通じて担い手への集約を行っておりますが、農地により耕作条件が異なるため、全ての農地を担い手集約できているということではないという状況でございます。現時点では、農業委員会と農協と情報交換を密に行い、連携を強化して対策のほうを進めていくということでございます。以上です。

## ○ 6 番（山田門左エ門君）

愛西市の農業従事者は非常に高齢化しておりまして、あと10年たったら激減すると思います。立田道の駅の農産物販売にも協力し、搬入している人たちが高齢化してしまっていると周辺の人からも連絡がありました。農業従事者の高齢化、農地の荒廃、組織的な対策が急がれると思います。

今回の一般質問からは、災害対策における危機管理が十分とは言えないと感じております。南海トラフ地震は100年ごとに発生しており、前回の地震からはもう80年が経過しております。もういつ起きてもおかしくない状況にあります。危機管理は住民の意識の欠如だけではなく、行政の責任で事前の対策を行い、万全の準備体制を行っていく必要があります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

## ○議長（近藤 武君）

6 番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時40分といたします。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時40分 再開

## ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位13番の10番・石崎誠子議員の質問を許します。

石崎誠子議員。

## ○ 1 0 番（石崎誠子君）

12月定例会一般質問の結びに登壇となりました。発言の許可をいただきましたので、3つの項目について一般質問をいたします。

大項目 1. 巡回バスの利便性向上と新たな移動手段の検討から質問いたします。

これまで市民の足の確保については何度か一般質問をしましてまいりました。平成31年3月議会、令和3年12月議会、令和4年9月議会、令和5年12月議会、そして令和6年9月議会で訴えてまいりました。主に老人介護福祉施設が所有する車を活用し、地域と福祉事業者が協力して行う買物支援の取組を市でサポートしていただくことや、交通空白地域の解消に向け、地域公共交通会議を立ち上げてデマンド交通などの新たな移動手段を検討することなどを求めてまいりました。ですが、なかなか検討を進めていただけない状況であります。

市民の足の確保・充実については、9月議会でも申し上げましたが、愛西市の人口減少にも大きく関わる問題であり、交通の利便性がよい、暮らしやすいまちに一日も早く取組を進めていただきたいと市民の方からも思いを託されております。

これまで巡回バス運行検討委員会を傍聴させていただいた中で、委員長や委員の方々から発言があった様々な御意見を念頭に置いた上で今回も質問をしましてまいります。

初めに、令和5年9月に巡回バスアンケートが実施され、過去に廃止となったバス停の復活を求める声が幾つもあり、このことについてはしっかり検討していただきたいと令和5年12月

議会でも取り上げました。当時の御答弁では、現在の利用状況や周辺地域住民の利便性などを考えながら検討していくとのことでしたが、それはどのようなになったのでしょうか。

また、委員会を傍聴する中で、委員の方からも御意見があった本部田町から西條町にかけての交通空白地域の対応についてはどのようなになったのでしょうか。結果として、次回改定時に加わる新たなバス停についてお聞かせください。

また、次に止まるバス停が分からないので車内アナウンスを入れてほしいとの要望や、車内マナーの改善を求める声もありましたが、どのようにされるのかも併せてお伺いいたします。

次に、本年10月に巡回バス運行検討委員会から巡回バス運行改善の提言書が市長に提出されました。その提言書では、新たな移動手段の検討が求められておりますが、令和元年度にも同様の要望がなされていたと認識しております。過去の一般質問において、新たな移動手段を研究しているとの答弁がありましたが、これまで事務局としてどのような事例を研究されてきたのか具体的にお聞かせください。

大項目2点目、市民を守る防災対策の強化について質問いたします。

今年は、能登半島地震に続き、南海トラフ地震臨時情報の発表や各地で地震が頻発するなど、いつ大規模な災害が起きてもおかしくはない状況が続いています。このような中、市民の生命・財産を守るには、専門的な知識と実践的な経験を持ち、平時からリーダーシップを発揮できる人材の重要性が一層高まっております。

地方自治体は、災害対策基本法に基づく防災基本計画等において、専門的知見を有する防災担当職員の確保と育成に一層努めることが求められております。しかし、災害対策本部を主に担当する防災職員は一般行政職であり、通常は二、三年ごとに人事異動が行われます。これにより、災害対応に必要な知識や経験を持つ職員が異動してしまい、組織内の防災力の維持や強化を難しくしていると専門家の指摘もあります。私自身もこの問題に対する懸念を抱いております。

そこでお伺いいたします。

現在の危機管理課は、防災、防犯、交通安全などの業務を兼務されています。市民の生命・財産を守り、災害対応や防災対策を担うため、本市のように災害に脆弱な地域においては、防災の専門組織や核となる専門職員を配置し、専門的に取り組むことで市の防災力をさらに強化する必要性を感じております。市のお考えをお聞かせください。

次に、ペットを連れて避難所に避難する同行避難を推進することは、飼い主がペットと共にちゅうちょなく避難できる体制を整えることとなり、飼い主の生命を守ることにもなります。過去の災害、例えば東日本大震災では、同行避難ができずに自宅に戻って津波に巻き込まれた飼い主や、やむを得ず放置されたペットが繁殖・増加した事例があります。また、熊本地震や能登半島地震でもペットを受け入れる避難所が少なく、車中泊を余儀なくされたケースが多く見られたことから、災害関連死を防ぐため、同行避難の必要性が強く指摘されています。ペットと共に避難所に避難することが許可されるかどうかについて、市が明確な方針を示さない場合、市民は避難先の検討や訓練も行えないため、結果として命が脅かされるおそれがあります。

そこで、お伺いいたします。

愛西市として、住民の安全を確保するために、指定避難所へのペット同行避難の受入れに関する方針を示す考えはあるのか、お聞かせください。

大項目 3. 協働のまちづくりについて質問いたします。

現在、世代間の考え方の違いや働き方の変化に伴い、全国的に自治会離れが進んでいます。主要要因として、業務の負担感や地域の高齢化、役員の成り手不足、活動のマンネリ化、合意形成の難しさが上げられます。

また、加入するメリットが見いだせないことも影響しています。地域には、空き家問題や子供・高齢者の見守り、交通手段の確保、側溝掃除、ごみ出しなど様々な課題があります。これらは個人で解決するのが難しく、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、住民が共に解決策を考え、取り組むことが求められます。

愛西市では、地域課題を地域が主体となって解決できるよう、勝幡地区をモデル地区とし、持続可能な地域づくりに取り組まれてきました。私は、令和 5 年 3 月議会の一般質問で、この協働のまちづくり事業をもっと各地域に広げていただきたいとお願いしましたが、その後の取組状況はどのようになっているのか、お伺いしていきます。

初めに、勝幡地域づくりビジョンに基づく令和 5 年度、6 年度の取組状況についてお聞かせください。

次に、モデル地区である勝幡地区の取組が他のコミュニティ推進協議会にも横展開できたのか、また展開するためにどのような取組をされたのでしょうか。協働のまちづくり事業の令和 5 年度の取組実績、令和 6 年度の取組状況についてお聞かせください。

以上で一括質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、大項目 1 点目の巡回バスの利便性向上と新たな移動手段の検討をの、まず次回改定時に新たに加わる予定のバス停についてと車内アナウンスの実施や車内マナーの改善について御答弁をさせていただきます。

令和 7 年 4 月改定時における新設の停留所につきましては、道楽の郷、永和台北公園、六川北の計 3 か所を予定しております。なお、停留所の名称については仮称となります。永和台北公園につきましては、過去に廃止となっておりました停留所の再設置となります。

車内アナウンスにつきましては、運行時の安全性や費用面等を含め調整を行っております。

また、車内のマナーにつきましては、バスに乗るときのマナーとして注意事項をまとめ、車内に掲示することで利用者への啓発を予定しております。

次に、新たな移動手段の検討についてのこれまでの具体的な事例の研究でございます。

これまでの巡回バス運行検討委員会などからの御意見を踏まえまして、先進市の取組事例を参考にしながら、デマンド交通の導入も含めた公共交通手段について研究を進めております。具体的には、他自治体におけるデマンド交通などの導入事例について情報収集を行っているところでございます。

私からは以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、大項目 2 点目、市民を守る防災対策の強化における防災専任組織や防災専門職員の配置で市の防災力を強化する考えについて御答弁をさせていただきます。

本市では、防災に関する事務は主に危機管理課が所掌しておりますが、危機管理課では、業務だけではなく、防犯等に関する事務を所掌しております。危機管理課の体制としては、防災と防犯の事務でグループ分けすることなく、課の職員全員が防災に関する業務を通じて知識の習得等に努めるとともに、名古屋大学減災連携研究センターへ研修生として派遣し、高度な知識の習得にも努めております。こうした体制を取るのには、有事の際に災害対策本部等の設置・運営の事務を所掌する職員を一定数確保する必要があるためであります。

また、有事の際は、全ての所属、全ての職員がそれぞれの役割を持って災害対応を行うことになりますが、危機管理課を経験した職員がそれぞれの所属で経験を生かして対応することで市全体の防災力が強化されると考えております。そのため、現時点では、防災を専任する組織の設置や防災を専門とする職員及び外部人材の配置の予定はありません。

続きまして、指定避難所へのペット同行避難受入れについて御答弁をさせていただきます。

環境省が平成30年 3 月に策定した人とペットの災害対応ガイドラインでは、災害時においては、飼い主が自らの責任の下、災害を乗り越えてペットを適正に飼育し続ける責務があるとされております。そして、市町村には、飼い主による災害時の適正飼育を支援するとともに、ペットをめぐるトラブルを最小限化させ、多様な価値観を有する人々が共に災害を乗り越えられるよう支援するために、このガイドラインを参考に対策を講じることが求められております。

今年度、愛知県では、災害発生時に飼い主がペットを同行し、避難場所まで避難する同行避難のモデル的な訓練を県内 7 市町で実施しており、この検証を踏まえ、県では今後ペット同行避難のためのガイドラインを策定する予定と聞いております。

本市としても、県の動向を注視し、県が策定するガイドラインを参考に市としての支援の方針を示し、飼い主や実際に避難所の運営を行う地元自治会、自主防災会の皆様へ理解いただく必要があると考えております。以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、大項目 3 点目の市民と行政で協働のまちづくりをについて御答弁させていただきます。

勝幡地域まちづくりビジョンについては、勝幡地区コミュニティ推進協議会が中心となり、令和 4 年 3 月、みんなでつなげる未来のまちづくりとして策定されました。現在はビジョンに基づいた取組が行われているところです。人と人をつなげる、人と心をつなげる、人と地域をつなげるための取組として、令和 5 年度、令和 6 年度はふれあいマルシェ、ふれあい音楽のつどい、勝幡駅前イルミネーションが実施されています。

続きまして、各コミュニティ推進協議会での取組につきましては、市コミュニティ連絡協議会の場で情報交換を行っております。また、令和 4 年度には、勝幡地区コミュニティ推進協議

会まちづくり部会の方をお招きし、まちづくりに取り組むこととなった経緯やこれまでの活動内容などについてお話をいただきました。このことがきっかけとなり、一部のコミュニティ推進協議会では、勝幡地区の取組を視察されたという話もお聞きしています。

しかしながら、どの推進協議会も役員が1年で交代してしまうことなどもあり、他地域への展開が進んでいないのが現状です。

市民と協働したまちづくりでは、令和5年度に永和台自治会からの要望により、アドバイザーを1回派遣し、まちづくりについての会議において、「自治会運営の課題」と題したワークショップを実施し、解決策まで考えていただいています。令和6年度は、現時点で地域からの要望がないため、アドバイザー派遣の実績はありませんが、今後開催予定のコミュニティ連絡協議会や総代連絡調整会議の場において、昨年と同様、この取組を紹介し、実際に体験していただく予定です。以上です。

#### ○10番（石崎誠子君）

それぞれ御答弁いただきありがとうございます。

まずは、巡回バスの利便性向上と新たな移動手段の検討から再質問に入ります。

巡回バスアンケートで要望の多かった道楽の郷や永和台北公園、そして地域要望があった六川北の3か所が新たに加わる予定のバス停で、本部田町から西條町にかけての空白地域については道楽の郷にバス停が設置されるということですが、さらなる空白地域の解消に向けて検討を進めていただきたいと思います。

また、車内マナーについては、注意事項を車内に掲示し、貼り紙の効果を検証してみるという御答弁でしたが、注意事項が耳から入ってくるように車内アナウンスを入れていただきたところでは、皆さんが土地カンがあるわけではないので、平成31年から要望しております、利用しやすい巡回バスとするために、ぜひ改善していただきますようお願いいたします。

それでは、次に令和7年4月の巡回バス路線図及び時刻表の改定に向けて、委員会設置要綱に基づき、学識経験者や市民が委員として集まり、市民の声をどのように改善策に反映させるかを協議してこられました。そのような委員会の場で、全国の自治体ではどのような取組がなされているかなどを事例として示し、法的な視点も含め、助言する役割として学識経験者が選任されていると思います。改善や新たな取組を考えるときに、委員の中で学識経験者が1人というのは妥当なのでしょうか。今回の巡回バス運行検討委員会では、唯一学識経験者であった委員長が任期の途中で不在となり、そのままで今期の委員会が閉じられましたが、委員に対する先進事例の紹介や法的助言が適切に行われたのか、事務局としての運営は適切だったのか、お聞きします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

学識経験者の役割が重要であることは理解をしておりますが、他の委員の皆様も非常に豊富な知識を持ち、協力していただいたおかげで委員会は円滑に進行することができました。

また、学識経験者であった委員長が不在となった件について、副委員長をはじめ、他の委員

の御協力もあり、先進事例の情報収集を含め、委員会の運営は適切に進められたと考えております。以上でございます。

○１０番（石崎誠子君）

学識経験者である委員長が委員の皆さんと共に次回の改定に向けて協議を進めていく時期に不在のままで終わってしまったことは非常に残念です。来年度から新たな委員さんでスタートすると思いますが、俯瞰的視点で事務局や委員にも適切な助言や提案ができる学識経験者は不可欠だと思いますので、今後、後任を見つけるのは簡単にはいかないかもしれませんが、不在とならないように対応をお願いいたします。

では次に、新たな移動手段の検討について再質問いたします。

一括質問に対する御答弁では、他自治体におけるデマンド交通などの導入事例について情報収集を行い、検討を進めているとのことでしたが、具体的にいつまでにどのように検討を進める予定であり、最終的に導入の判断を行うのはいつになるのか、お聞かせください。

また、通勤や通学に利用できる地域交通のニーズが寄せられています。新たな移動手段の検討と併せて、今後それに特化した検討を進めていく考えがあるのかも伺いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

新たな移動手段の検討につきましては、市全体の交通の在り方について、市の各部局が協力をし、協議を進めていくことが重要であり、具体的な判断までには至っておりません。アンケート結果より、巡回バスを通勤・通学に利用されている実績はあるものの、巡回バスに求められるニーズが公共施設、医療機関、商業施設などへの日常生活の足の確保を主な目的とするため、通勤・通学について特化して検討する予定はございません。以上でございます。

○１０番（石崎誠子君）

重要であると認識しながら判断までに至っていないということは、各部局との協議は何回されたのか知りたいところです。

また、通勤・通学のバスについては、委員会の傍聴時にその要望が委員の方にも寄せられていることをお聞きしました。市民からは、毎日駅まで家族を車で送迎するのは非常に負担に感じているという声や、通勤・通学の時間帯にバスを運行させてほしい、有料でも構わないなどの御意見を私もよくいただいております。

そこでお伺いいたします。

巡回バスを利用していない市民のニーズをより多くの市民に対して踏み込んだ調査を実施する必要があると私は考えますが、この件について市の認識はいかがでしょうか。

○総務部長（近藤幸敏君）

巡回バスのアンケートにおきましては、未利用者の方の意見も含め調査をさせていただきました。利用されていない方のニーズといたしましては、日常的に自家用車等で移動しており、巡回バスの利用に際しては、利用可能なルート、バス停、ダイヤ等の設定があれば利用したいとの結果でした。まずは、令和７年４月からの運行改定の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○１０番（石崎誠子君）

巡回バスアンケートは未利用者の方からも声があったと思うんですが、数としてはやっぱり少ないなというふうに思います。検討していきたいとお答えいただきましたので、実施されることを期待しています。よろしくお願いいたします。

では次に、９月議会の一般質問で、地域公共交通会議を設置し、市全体の公共交通を検討してほしいと提案した際、本市では、有料化に必要な地域公共交通会議の設置は考えていないとの回答を受けましたが、私は地域公共交通会議は有料化を前提に設置する必要はないと認識しております。

また、前委員長からも、巡回バスだけではなく、多様な交通手段を考えていく必要があり、そのためには地域公共交通の関係者が協議すべきとの発言があったことも理解しています。

他の自治体では、犬山市で住民を運転手としたライドシェア、津島市で電気自動車の自動運転実証実験、三重県志摩市でデマンド交通乗り合いが始まるなど、地域公共交通会議で協議し、新たな移動手段が次々と導入されています。さらに、住民主体の移動支援として、地域の住民や自治会、ＮＰＯなどが公共交通の利用が難しい住民を支援する送迎サービスもあり、そういった関係者も入って総合的な視点で検討していく必要があるのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

本市は、地域公共交通会議を設置しないとのことですが、事務局は新たな移動手段を検討するために、今後どのような委員会運営を行っていくのか、お聞かせください。

○総務部長（近藤幸敏君）

本市としての地域公共交通のあるべき姿を引き続き横断的に市の各部局が協力をして協議を進めていくことが重要であり、本市の実情に合ったものを検討し、判断していきたいと考えております。巡回バス運行検討委員会は、引き続き巡回バスの利用者に対する利便性の向上等に向けた検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

○１０番（石崎誠子君）

私が令和５年１２月の一般質問で、ここでプロジェクトチームを立ち上げて、市全体の公共交通を考えていきませんかという一般質問をしたんですけれども、ほぼそのときと同じ答弁です。この１年間で各部局で協力し、何か協議されたのでしょうか。

そこでお伺いします。

本市の実情に合ったものとは具体的にどのような認識をお持ちでしょうか。また、生活の足の確保に関わる総務課、高齢福祉課、社会福祉課、市民協働課、都市計画課などがそれぞれの課題を共有し、相互に補い合える移動手段の在り方を検討する必要がありますが、現状において、各部局の横断的な取組状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

巡回バスやタクシー料金の助成、買い物支援バス事業など、本市における市民サービスの現状を含め、巡回バス運行検討委員会より本年１０月３０日に提出されました提言書の内容について、各部局の関係課に情報共有をしているところでございます。以上でございます。

## ○１０番（石崎誠子君）

本市の実情に合ったものについて明確な御答弁はいただけませんでした。また、横断的な協議の進捗については、提言書の内容について関係課に情報共有をしたという答弁でした。私一人が要望しているわけではなく、これまで委員会からも複数の議員からも検討を進めていただきたいと要望されている切実な問題であるのに、庁舎内の話合いが進められない理由は何があるのでしょうか。業務を抱えて大変な中だとは思いますが、今後は情報共有にとどまらず、まずはとにかく関係課での話合いの場を設けていただきたい。各部署が直面している課題を抽出し、そして広く市民のニーズを把握することで本市の実情に合った移動手段が見えてくると思います。その結果、必要であれば、地域公共交通会議の立ち上げも検討すべきと考えます。

今は移動に困っていない方も将来的には困る可能性があります。自家用車を持たない若い世代が増え、ドライバー不足によってタクシーがつかまらない状況も伺っています。買い物支援バスも予約が取れない状況もあります。タクシーチケットの補助だけでは全てをカバーすることは到底できないと思います。愛西市では移動の便利さに明らかな地域格差が生じています。このままでは将来的に陸の孤島になってしまう地域も出てくるのではないかと危惧しております。国からの補助金を活用してデマンド等の実証実験も実施して、とにかく早急に地域の足の確保を何とかしていただきたいです。移動に便利なまちは人を引きつけ、活気を生むものです。移動に不便なまちには人は集まってきません。愛西市が暮らしやすく、活気あふれる地域となるよう、どうか前向きに検討を進めていただくことを求めて、この項目の質問を終わります。

次に、大項目２．市民を守る防災対策の強化に移ります。

今回はペット同行避難については再質問いたしませんが、災害時には次々と避難者が押し寄せる混乱の中で、ペットを連れた避難者への対応やその他の煩雑な問題について、避難所を運営する住民が迅速にそこで判断し、対応しなければならない状況となります。私が市民団体の一員として防災啓発活動を行っている中で、自主防災会の方から、災害発生後の避難所へのペット同行避難の受入れの判断を避難所を運営する市民に求められても非常に難しい。市には早急に方針を示してもらい、マニュアルに基づいた訓練を開始したいという意見をいただいています。

例えば、近隣のあま市では、市内全ての指定避難所へペットと一緒に同行避難することが可能で、避難所敷地内に指定されたペットの一時飼育場所についても市のホームページで公表されています。

今、画面に出ています。これがあま市のホームページです。避難所にペットと一緒に来ていただいていいですよというようなこと、また注意事項等も書いてございます。

それから、ページをまためくっていくと、避難所のどこにペットを置いて飼育していいのかというところもしっかりともう既に決められている状況です。

本市においても、市民の命を守るために、行政、施設管理者、地域の自主防災会が飼育場所やルールについて事前に協議できるように、指定避難所へのペット同行避難の受入れ可否につ

いて早急に方針を示していただくことを強くお願いいたします。

では次に、市の防災力強化の再質問をいたします。

国は、地域防災マネジャーという役職を設け、地方自治体の人材確保を支援しています。平常時には、復興計画の策定や地域防災計画の見直し、地区防災に関する助言を行い、非常時には、災害対策本部の運営や市長の補佐、県、警察、常備消防、自衛隊等の各機関との連絡調整、危機管理、広報などの専門的な業務を担うと聞いております。

一括質問に対する御答弁では、防災を専門とする職員や外部人材の配置の予定はないとのことでしたが、平時からの防災対策をより一層進めるために、市民や危機管理課職員への助言を行い、福祉と防災の連携など、各課と危機管理課をつなぐハブ的役割を担う人材が重要だと考えます。

そこでお伺いいたします。

被災市の防災力をさらに強化するために、地域防災マネジャーを採用することについてお考えをお聞かせください。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

地域防災マネジャー制度は、内閣府から証明書の交付を受けた外部人材を防災に関する役職に採用し配置する場合に、それに対する経費に特別交付税が講じられるものです。証明書の交付を受ける要件としましては、国など防災行政に係る一定の実務経験を有すること、または防災スペシャリスト養成研修など防災に関する研修等を受講した者であることのいずれかが必要になります。地域防災マネジャー制度を活用し、専門職として採用、配置する自治体があることは承知をしております。

一方、本市においても、平成24年度から6年間、自衛隊OBを防災活動専門員として採用した経緯があります。

また現在、市の消防において、防災救助活動の経験が豊富な職員について危機管理課へ配置を行っております。引き続き、危機管理課職員の専門性向上を図るとともに、危機管理課を経験した職員がそれぞれの所属で経験を生かして対応することで市全体の防災力の強化を図ってまいります。以上です。

#### ○10番（石崎誠子君）

地域防災マネジャーの採用は現在のところ考えてはいないということでしたので、今後どのように市の防災力が強化されるのか注目していきます。

ここまでは防災力を強化する人材確保の質問で、ここからはシステムの質問をいたします。

大規模災害が発生した直後、被災した自治体には多くの支援要請や被害情報が寄せられ、大変な混乱が生じ、その結果、情報の整理や集約が間に合わない状況が発生したと聞いています。このような事態において、様々な支援業務を一元的に管理し、被災者と被災自治体の職員双方が簡単かつ迅速に手続や作業を行えるクラウド型被災者支援システムの導入について、令和6年3月議会において一般質問をいたしました。その際には、導入は考えていないが、まずは県内で導入している自治体から情報収集を行うとの答弁でした。

そこでお伺いします。

その後、クラウド型被災者支援システムを導入済み、または導入予定の自治体が増えていると聞いておりますが、この状況を把握されているのか。また、市民が一日も早く生活再建できるよう、本市として導入を考えていないのか、お聞かせください。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

クラウド型被災者支援システムとは、自治体の被災者支援に関するシステム整備促進と被災者支援業務の迅速化・効率化を目的として、内閣府が構築し、令和4年度から地方公共団体情報システム機構が運用・提供を開始したシステムです。

機能としましては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等の作成・更新、災害時の避難所の入退管理、建物の被害認定調査、罹災証明書の交付、被災者支援に関する情報の照会・登録など、必要な機能に応じ、様々なシステムがあります。8月の南海トラフ地震臨時情報が発表されて以降、これらのシステムの導入を検討している自治体は増加していると聞いており、本市においても、導入している団体から情報収集を行っております。以上です。

**○10番（石崎誠子君）**

現状では、発災後の対応が全てアナログで行われると考えられます。DXを推進する愛西市にとって、一連の流れをシステム化し、災害時に少人数でも迅速に対応できる環境を整えることが被災者支援の迅速化につながると考えます。私が提案しているシステムに限らず、他の民間企業が多様な機能を提供しています。先ほど、被災者支援システムを導入している団体から情報収集を行っているとの答弁でありましたが、民間を含めたシステムの中で、それぞれの事業者のシステムでどのようなことができるのか比較、整理、把握し、検討を進めているのか、また導入を検討されないのか、お聞かせください。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

クラウド型の被災者支援システムには、避難行動要支援者名簿や個別避難計画等の作成・更新、災害時の避難所の入退管理、建物の被害認定調査、罹災証明書の交付、被災者支援に関する情報の照会・登録など、事業者が提供するシステムにより活用できる機能は異なっております。これらの機能の比較だけではなく、使いやすさや導入から運用までの総コスト、他の自治体での導入実績や運用状況について参考とするため、現在導入している団体から情報収集を行っているところです。以上です。

**○10番（石崎誠子君）**

このシステムを導入することで、職員は迅速に業務が進められ、被災した市民は早期に罹災証明を受け取ることが可能となり、一日も早く生活の再建が実現します。いつまで情報収集されるのか分かりませんが、情報収集を行っている間に災害が発生する可能性も大いにあり得ると思います。いち早く検討を進めて、導入をしていただけるよう強く求めてこの項目の質問を終わります。

次に、大項目3. 協働のまちづくりの再質問に入ります。

役員が1年で交代することから、他地域への展開が進んでいない状況があり、それが課題で

あるならば、アプローチの仕方を変え、勝幡のモデル地区のように地域のキーパーソンをまずは見つけて巻き込む工夫が必要ですし、少しでも興味を持つ地域には市から積極的にアプローチをしていただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。

先ほど部長が課題解決ワークショップ、課題解決まで行きましたみたいな答弁があったんですが、行っていないと私は思っております。令和5年度にアドバイザーを派遣してワークショップを1回開催されましたが、なぜ1回で終了したのか。ワークショップから1年以上が経過していますが、フォローアップはしていただけないのか、お聞かせください。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

令和5年度は永和台自治会へアドバイザーを派遣し、役員によるワークショップを行いました。きっかけは、永和台自治会から自治会加入者の減少や役員の担い手不足についての相談があったことです。自治会をはじめとした地域コミュニティ団体がまちづくりを進めるためには、地域が主体となり、リーダーとなる方々が核となり、協力し合って活動を進めることが必要であることから、地域コミュニティの体制づくりや活動を助言・支援するアドバイザーの派遣を提案したところ、実現したものです。

ワークショップでは、まずはリーダーとなる役員の皆さんにその地域を知っていただくことからスタートしました。その中で、アドバイザーからは、人を集めることは難しいので、年に1回でもこのようなワークショップを経験してもらいたい、地域の意見を出し合ってみてはどうか、体験だけではできない、全ては無理でも、一部だけでも楽しくできる仕組みを考えてはどうか等の提案が行われました。この1回のワークショップが終わって以降、永和台自治会からは、この取組を進めていくかどうかについて自治会で検討したいとの話を伺っております。そのため、市といたしましては、永和台自治会に対して、継続して取組を進めていく意向があるのか、アドバイザーによる支援が必要なのかなどについて、引き続き永和台自治会にお伺いしながら、必要に応じて支援を継続してまいりたいと考えております。以上です。

#### ○10番（石崎誠子君）

繰り返しになりますが、ワークショップから1年以上が経過していますので、ぜひフォローをお願いいたします。

令和6年度はどこの地域からも要望がなかったからアドバイザー派遣の実績はなく、また今の御答弁では、必要があれば支援を継続していきたいとのことでありました。地域から声がかからないと動かないでは、役員が1年で交代するという課題がある中で、いつまでたっても声はかからないと思います。地域が自発的にやることだからと市が消極的な姿勢だったら、地域づくりは進まないと思います。1回のワークショップで簡単に課題が解決するわけではなく、軌道に乗るまでは市がしっかりサポートしていただきたいと思います。役員を終えた方も巻き込んで、新しい役員にもアプローチしていくことが重要と考えますので、今後のフォローアップを期待していますし、私も協力していきたいと思います。

では最後に、愛西市は市民協働部市民協働課という名称の部署を設置されているということ

は、いかに市民協働に関して事業を進めていきたいという考えがあると感じますが、難しさを抱えながらもなかなか進んでいかない実態であるかと思います。

しかしながら、地域主体に持っていくまでは行政がサポートする役割が大きいと思いますが、その辺りはどう考えているのか。また、私としては、もっと市が地域に出て、地域の方々と共にまちづくり、地域づくりを進めていただきたいと考えますが、今後協働のまちづくりを市はどのように進めていくのか、お聞かせください。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

協働とは、市民や行政、企業などがお互いの主体性や特性を尊重し合い、対等な立場でそれぞれの役割を果たしながら協力し、公共的な課題解決に当たることです。協働のまちづくりを進めていくためには、行政だけではなく、地域が一緒になって取り組んでいく必要があります。行政が主体となったまちづくりでは、長期的な活動継続が難しくなることも考えられます。

市では、地域が主体的に課題解決に取り組めるよう、相談支援や情報提供、ワークショップなどの話合いの場づくりや専門的な助言を受けるため、アドバイザーの協力の下、地域課題や地域資源などを把握し、課題解決策までの支援を行っています。今後もお互いを尊重し合い、共通の目的を達成するために、地域の方々と協力しながら地域が主体的に課題解決に取り組めるよう引き続き支援していく考えです。

#### ○10番（石崎誠子君）

市民から地域課題について相談を受けた際には、ぜひ寄り添って解決策と一緒に考えていただくことをお願いいたします。

また、市のホームページや広報では、協働のまちづくり事業が一切紹介されていないので、市が地域づくりに取り組んでいることを知らない市民も多く、地域のコミュニティ活動が自発的に盛り上がるきっかけがまだまだ足りていないと感じております。まずはより多くの方に知っていただき、地域づくりに興味を持っていただけるように今後の発信を期待しております。さらに協働のまちづくりが広がり、各地域が活性化し、住み続けられる愛西市となることを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

10番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月11日午前9時30分より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時24分 散会